

令和 6 年度

自 己 点 検 評 価 書

令和 7 (2025) 年 6 月

芦屋大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	8
基準 3. 学生	13
基準 4. 教育課程	33
基準 5. 教員・職員	44
基準 6. 経営・管理と財務	52

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

芦屋大学の建学の精神は「人それぞれに天職に生きる」である。この精神は創立者である福山重一思想に基づいている。明治 42(1909)年に生を受けた福山は戦前、戦中、戦後の学校教育に尽力し、特に戦後の焦土と化した我が国の復興を願い、教育改革に積極的に取り組んだ。福山は、「人間は詳細に自己を分析し自己理解を図り、さらには仕事の内容と現代社会を分析して自己の向かうべき方向を模索し、そしてその方向において自ら経験してみることが求められる。次にこのようにして自己が決定した仕事に就いても、それが自己に適するか否か吟味する必要がある。ここで自己が納得すれば、さらに進んで生き甲斐を得ることができる。これよりして人間はそれぞれに天職を見つけ、その天職によって生きることが真の人権の確立となり、これが人間の最高の理想である」と考えた。

芦屋大学学則第 1 条において、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、『人それぞれに天職に生きる』の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする」と明確に定めている。時代とともに学生たちの気質も、社会が求めるものも変わってきているが、一人ひとりに与えられた才能や能力を見出し、個性を伸ばす教育を実践し、社会に貢献できる人材を育成することが建学以来、本学の変わらぬ使命となっている。

学校法人芦屋学園としての歴史を紐解くと、昭和 12(1937)年に開校した芦屋高等女学校に始まり、初代校長は岡田五兎であった。岡田は、帝国大学で E.ハウスクネヒトから教育学を教授された一人であり、校長時代、生徒一人ひとりに対し、きめ細かい教育をしていたことが伝えられている。

その後、昭和 39(1964)年、福山により芦屋大学が教育学部「教育学科」の単科大学として創設された。以後、「産業教育学科」「英語英文学教育科」「児童教育学科」を増設し、昭和 43(1968)年には大学院（修士課程・博士課程）を設置した。福山の少人数を手厚く教育するという方針は、多くのオーナー経営者層から支持され、富裕層の子弟を集めることで、ほかの大学とは趣を異にする設備と環境を整えた。平成 19(2007)年度には、福山の教育理念と本学の社会的役割を再検討し、教員養成と経営者育成の観点から、「教育学部」を「臨床教育学部」と「経営教育学部」の 2 学部に分割した。なお、「臨床教育学部」に「教育学科」「児童教育学科」「国際コミュニケーション教育科」を置き、「経営教育学部」に「経営教育学科」を置いた。平成 25(2013)年度より臨床教育学部「教育学科」及び「児童教育学科」、経営教育学部「経営教育学科」の 2 学部 3 学科制となっている。

大学院においては、令和 2(2020)年度から教育学研究科英語英文学教育専攻（修士課程）を、令和 4(2022)年度から同技術教育専攻（修士課程）をそれぞれ廃止し、両専攻のカリキュラムを教育学専攻博士課程に包含・統合し、時代の変化に対応した教育内容とした。同時に、技術教育専攻にあった中学校技術科教員専修免許課程を、同教育学専攻（博士課程）に移し教員養成の高度化を図った。令和 5(2023)年度には、学生の多様な研究関心と教育に関する現代的課題に幅広く対応するため、同専攻の教育課程を、教育学、心理・特別支援、技術教育、保健体育・スポーツ教育、現代教育の 5 コースに再編した。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

大学創設以後の沿革を時系列にまとめる。

昭和 39(1964)年 1 月	芦屋大学 教育学部 教育学科 設置認可
昭和 39(1964)年 4 月	芦屋大学 教育学部 教育学科 創立
昭和 40(1965)年 12 月	芦屋大学 教育学部に産業教育学科 増設認可
昭和 41(1966)年 4 月	芦屋大学 教育学部 産業教育学科 増設
昭和 43(1968)年 3 月	芦屋大学大学院（修士課程・博士課程）設置認可
昭和 43(1968)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 教育学専攻修士課程・博士課程開設
昭和 47(1972)年 1 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設認可
昭和 47(1972)年 4 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科 増設
昭和 48(1973)年 1 月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設認可
昭和 48(1973)年 4 月	芦屋大学 教育学部 児童教育学科 増設
昭和 60(1985)年 3 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻（修士課程）増設認可
昭和 60(1985)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 英語英文学教育専攻（修士課程）増設
昭和 61(1986)年 3 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻（修士課程）増設認可
昭和 61(1986)年 4 月	芦屋大学大学院 教育学研究科 技術教育専攻（修士課程）増設
昭和 61(1986)年 11 月	芦屋学園創立 50 周年記念式典挙行
昭和 63(1988)年 11 月	芦屋大学創立 25 周年記念式典挙行
平成 15(2003)年 4 月	経営者育成研究センター開設 （平成 18(2006)年 4 月ビジネス研究センターに名称変更） （平成 26(2014)年度よりキャリア支援センターに統合）
平成 15(2003)年 12 月	芦屋大学創立 40 周年記念式典挙行
平成 17(2005)年 4 月	国際交流センター（現 国際交流課）開設 教職教育支援センター（現 教職支援課）開設
平成 18(2006)年 4 月	芦屋大学 教育学部 英語英文学教育科を 国際コミュニケーション教育科に名称変更
平成 19(2007)年 4 月	芦屋大学 臨床教育学部、経営教育学部の 2 学部 4 学科に改組 産業教育学科を経営教育学科に名称変更
平成 21(2009)年 4 月	臨床教育学部 教育学科にスポーツ教育コース開設
平成 22(2010)年 4 月	芦屋大学大阪キャンパス開設 経営教育学部 経営教育学科にキャリア教育コース開設 芦屋学園スポーツ教育センター（現 スポーツ振興室）開設
平成 23(2011)年 4 月	キャリア支援センター（現 就職課）開設
平成 24(2012)年 1 月	芦屋学園スポーツモダニズム活動開始

芦屋大学

平成 25(2013)年 4 月	臨床教育学部 国際コミュニケーション教育科を募集停止
平成 25(2013)年 4 月	臨床教育学部 教育学科に国際教養学コース開設 経営教育学部 経営教育学科にバレエコース開設
平成 26(2014)年 4 月	芸術文化センター開設
平成 26(2014)年 11 月	芦屋大学創立 50 周年
平成 28(2016)年 4 月	臨床教育学部 教育学科にダンスコース開設
平成 29(2017)年 9 月	芦屋大学大阪キャンパスを六麓荘キャンパスに統合
平成 31(2019)年 4 月	臨床教育学部 教育学科に地域スポーツ指導者コース開設 国際教養学コースを募集停止 経営教育学部 経営教育学科の観光・航空ビジネスコースを、経営教育学科の経営マネジメントコース内の 2 専攻（経営ビジネス専攻と観光・航空ビジネス専攻）に再編 臨床教育学部 児童教育学科に幼児教育コース開設、指定保育士養成施設として認可
令和 2(2020)年 4 月	芦屋大学大学院教育学研究科英語英文学教育専攻を募集停止
令和 4(2022)年 4 月	芦屋大学大学院教育学研究科教育専攻に技術専修免許課程を設置認可
令和 5(2023)年 4 月	芦屋大学大学院教育学研究科技術教育専攻募集停止
令和 6(2024)年 11 月	芦屋大学創立 60 周年

2. 本学の現況

- ・ 大学名 芦屋大学
- ・ 所在地 〒659-8511 兵庫県芦屋市六麓荘町 13 番 22 号
- ・ 学部構成 臨床教育学部
教育学科
児童教育学科

経営教育学部
経営教育学科

- ・ 学生数、教員数、職員数（令和 7(2025)年 5 月 1 日現在）

1) 学生数

（学部）

（単位：人）

学部	臨床教育学部						経営教育学部			合計		
学科	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 年	47	14	61	3	6	9	70	33	103	120	53	173
2 年	56	18	74	14	9	23	70	21	91	140	48	188
3 年	58	15	73	5	8	13	56	17	73	119	40	159
4 年	42	20	62	9	17	26	58	28	86	109	65	174
計	203	67	270	31	40	71	254	99	353	488	206	694

(大学院)

(単位：人)

	教育学研究科						合計		
専攻	教育学専攻 (博士前期課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
学年	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1年	2	1	3	2	2	4	4	3	7
2年	6	3	9	2	2	4	8	5	13
3年	—	—	—	1	2	3	1	2	3
計	8	4	12	5	6	11	13	10	23

※長期履修生 5 人在籍

2) 教員数

(学部)

(単位：人)

学部	臨床教育学科						経営教育学部			合計		
学科	教育学科			児童教育学科			経営教育学科					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	6	5	11	2	5	7	9	0	9	17	10	27
准教授	4	0	4	3	2	5	3	1	4	10	3	13
講師	2	0	2	1	0	1	2	1	3	5	1	6
助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	12	5	17	6	7	13	14	2	16	32	14	46

(大学院)

(単位：人)

	教育学研究科						合計		
専攻	教育学専攻 (博士前期課程)			教育学専攻 (博士後期課程)					
職名	男	女	計	男	女	計	男	女	計
教授	4	1	5	7	2	9	11	3	14
准教授	1	1	2	0	0	0	1	1	2
講師	0	0	0	0	0	0	0	0	0
助教	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	2	7	7	2	9	12	4	16

※学部の教員が兼務

3) 職員数

(単位：人)

	男	女	計
正職員（専任）	11	14	25
嘱託職員（契約含む）	7	3	10
臨時職員他	18	9	27
派遣	1	4	5
合計	37	30	67

※法人所属の職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中長期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的について、在学生には『学生便覧』を配布し、「大学生活入門」「キャリア基礎」の初年次教育で説明している。また、学外には本学のウェブサイト等を通じて周知を図っている。加えて、教職員には、学内グループウェアを通じて本学の教育理念や方針を共有しており、関連資料も随時閲覧可能な環境を整備している。役員に対しては、理事会・評議員会等の会議において、大学の使命・目的や教育方針に関する報告を行い、理解と協力を得ている。学外関係者には、本学のウェブサイトを通じて教育理念や活動内容を広く発信しており、必要に応じて情報公開ページ等を活用し、周知に努めている。

1-1-② 中長期的な計画への反映

本学は、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に沿った教育の概念・目的を踏まえ、特に近年厳しさを増す社会情勢や教育機関を取り巻く環境変化に対応するため、「学校法人芦屋学園経営改善計画（令和 2 年度～6 年度(5 ヶ年)）」を学園全体及び本学の中長期計画として策定している。この計画には、大学全体の目指す方向性や環境変化への対応を含む具体的な行動目標が示されている。

この中長期計画に基づき、大学では各学部・学科レベルにおいて、大学の持続可能な運営と教育の質の向上に向けた取組みを推進している。その成果や課題を振り返ることにより、計画の実効性を高め、環境変化に対応した教育研究活動及び運営全体の継続的な改革・改善を図っている。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学は創立者福山が掲げた「人それぞれに天職に生きる」を建学の精神とし、大学の教育目的、学部学科の使命・目的を設定している。教育目的や使命・目的及び教育研究上の目的を、大学、学部、学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに反映している。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、2 学部 3 学科 11 コース、1 研究科を設置している。教育課程における専門分野の課題等、教学に関する重要事項を適切に審議するため、教学マネジメントの一環として、専任を構成員とする学部教授会、専任・特任教員を構成員とする学科会議、コース会議、大学院委員会を組織し、その役割と責任体制を明確にしている。学科会議は原則として月 1 回、定期的に開催し、主にカリキュラムや授業内容の検討、実習参加要件や学修成果の確認など、教育研究活動の質の維持・向上に関する審議を行っている。大学全体にかかわるものや調整を伴う事項については、規則に基づき、各種委員会に諮問または提案している。

各種委員会は、教職協働で全学共通の課題等を審議し、各学科やコースへの提案や検討を依頼するなど、各学部・学科・コースと各種委員会の連携体制を確立している。

1-1-⑤ 変化への対応

本学は昭和 39(1964)年に教育学部のみの単科大学として創設され、平成 19(2007)年度には臨床教育学部と経営教育学部の 2 学部体制へと改編し、現在では 2 学部 3 学科、1 大学院教育研究科を擁する構成のもと、教育・研究及び社会貢献を推進している。この間、時代や社会の変化、教育現場や学生のニーズ・志向に応じて、学科やコースの再編など多様な取り組みを行ってきた。こうした変化への対応は、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」を教育の基盤とし、使命・目的及び教育研究上の目的の検証と反映を継続的に行う体制によって支えられている。

検証については、「学校法人芦屋学園経営改善計画（令和 2 年度～6 年度）」に基づく中長期的な視点から、各学部・学科レベルでの目標達成に向けた取り組みとその成果・課題の振り返りを通じて実施されており、法人の使命・目的達成に向けた行動目標の進捗が定期的に確認されている。また、理事会では毎月定例会を開催し、予算や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項を審議・決定する過程で、社会情勢の変化に応じた使命・目的の適切な反映が検証され、評議員会では学外の視点を踏まえた客観的な意見が寄せられることで、社会要請への対応が促されている。さらに、内部質保証推進会議を中心に、自己点検・評価委員会による質的・量的分析、IR 推進室による学生アンケートや教学 IR 情報の活用を通じて、教育課程の適切性や教育目的の達成状況が客観的に検証されている。加えて、各学部・学科では学科会議、コース会議、大学院委員会を原則月 1 回開催し、カリキュラムや授業内容、学修成果等の審議を通じて教育目的との整合性を確認しており、教職協働による各種委員会では全学的課題への対応と連携体制の強化が図られている。これらの多層的な検証体制により、本学は教育理念の実現と教育研究活動の質向上に向けた継続的な改善を推進している。

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

本学は一貫して、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づき、教育・研究の体制の整備に努めてきた。使命・目的及び教育目的を明確に規定し、『学生便覧』や本学のウェブサイトなどを通して公表・周知を図っている。『学生状況調査 2025 年報告書』による

と、「2-1-①.本学の建学理念「人それぞれに天職に生きる」を知っていますか？」の問いに対して、「知らない」との回答が1年生で18%、2年生で11%、3年生で8%、4年生で1%となっている。本学の教育を通して学生への認知度は高まっている。

また、教育目的の達成のために本学の個性・特色を反映した教育システムの構築を図るとともに、社会情勢等も踏まえ、必要に応じて学部学科の再編や教育目的の見直し等も実施してきている。

「学校法人芦屋学園経営改善計画（令和2年度～6年度）」に基づく中長期的な視点から、各学部・学科レベルでの目標達成に向けた取組みとその成果・課題の振り返りを通じて実施し、一定の成果を得ることができた。三つのポリシーの策定には各学科会議、教務委員会、芦屋大学運営会議を通して教職員が参画している。教育目的を達成するために2学部3学科11コース、1研究科を設けている。学部学科については、時代の変化に合わせて検討を重ねているところである。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

「学校法人芦屋学園経営改善計画（令和2年度～6年度(5ヵ年)）」が令和6(2024)年度に終了となるため、令和7(2025)年度以降の「使命・目的及び教育研究上の目的を反映」した大学としての中期的な計画を策定する必要がある。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

使命・目的及び教育研究上の目的達成のために、より魅力のある大学づくりが課題となっている。また先述した「経営改善計画」が終了となることに合わせて、臨床教育学部の名称変更を検討している。これは大幅な教育理念の変更ではなく、現代社会に受入れやすい名称を検討しようとするもので、本学の魅力を周知するために必要不可欠な取組みである。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

芦屋大学では、大学の使命及び目的の実現に向け、内部質保証の取組みとして自己点検・評価を実施し、課題の検証を行っている。大学に求められる社会的期待に応えるとともに、大学が定める理念・目的・目標に対する取組みが一定の水準にあることを、自らの責任で社会に示すため、恒常的かつ継続的な活動を推進している。

自己点検・評価の適切性及び有効性を確保し、改善策を提言するために、「芦屋大学内部質保証に関する規程」を制定しており、この規程に基づき、学長を議長とする「内部質保証推進会議」を設置している。規程第 3 条では、「本学を構成する学部学科・研究科、各委員会、附置教育研究施設（図書館、附置技術研究棟など）及び事務部署の教職員は、内部質保証に努めなければならない」と定められており、責任体制が明確に規定されている。

内部質保証推進会議は、大学全体の内部質保証に責任を負う組織として、教育研究活動等の適切性及び有効性を検証している。加えて、大学活動の実態を可視化し、検証する組織として、「芦屋大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条に基づき、「自己点検・評価委員会」が設置されている。同委員会は、学長、副学長、学部長、教学支援部長、学生部長、学長が指名する教員（4 名以内）、職員（4 名以内）で構成され、委員長は学長が務める。委員会は、大学の活動の現状と課題を質的・量的側面から分析し、特色や改善項目、改善方策を明らかにする『自己点検評価書』を毎年作成・公表し、内部質保証の基礎資料としている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、「芦屋大学自己点検・評価実施規程」に基づき、自己点検・評価委員会が毎年度「自己点検・評価実施計画」を策定し、各部署・各委員会から提出された量的・質的エビデンスをもとに、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に準拠した自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価委員会で明らかになった問題点や改善項目については、学部教授会や各種委員会を通じて関係部署に共有され、具体的な改善策の検討及び実施が促されている。

これにより、教育研究活動の質向上と組織運営の改善に資する体制が整えられている。

毎年度、自己点検・評価委員会が作成する『自己点検評価書』は、本学のウェブサイトを通じて学内外に公表されており、透明性の確保と社会への説明責任を果たしている。

評価結果は議事録として記録され、芦屋大学運営会議や学部教授会で報告・共有されることで、学内全体での理解と改善活動の促進に繋げている。

また、内部評価では、学長を中心とした学内委員による内部質保証推進会議を開催し、毎年作成される『評価書』を基礎資料として、内部質保証に係る組織的・体制的状況を重点的に検証している。これにより、本学の体制の質的向上を促す指摘と改善が行われる仕組みが確立されている。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、令和元(2019)年度より「IR 推進室」を設置し、大学の現状把握のための調査、データ収集及び分析を行う体制を整えている。IR 推進室は、【表 2-2-1】に示すとおり、教学に関する各種調査を実施し、調査結果を分析・可視化することにより、教学改善ならびに意思決定過程の合理化と支援を担っている。

【表 2-2-1】各種調査項目

調査名	調査目的
学生状況調査	学修に関わる諸環境・認識の可視化
2024 年後期 GPA・総修得単位分布	各学年の単位修得状況・GPA 分布の分析
学修成果調査	単位修得状況・GPA 分布の分析
IR 報告書	過去 4 年間における教員・学生の推移の可視化
卒業生満足度調査アンケート	卒業生のアンケートによる本学の問題分析

令和 6(2024)年度の「学修成果報告書」「授業評価アンケート集計」を本学のウェブサイトに掲載したほか、各部署が連携をして「卒業生満足度調査アンケート」を実施した。「2024 年度 IR 報告書」については、芦屋学園グループウェアで教職員に共有している。

また、1 年次と 4 年次に「PROG テスト」を実施し、結果を学生にフィードバックすることで、学修の成長を実感できる機会を提供している。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見の把握・分析体制の整備では、IR 推進室を中心に、学生の声を体系的に収集・分析する体制を構築している。学生会、キャプテン運営委員会、学園祭実行委員会や各種行事の反省会、クラブ指導者会議などを活用し、学生の意見を汲み上げている。また、IR 推進室が窓口となり「学生状況調査」を定期的の実施し、施設の改善、食堂のメニューや価格に学生の意見を反映させる取組み、バスの増便や運行状況の把握・改善など、学生の要望を的確に把握し、利便性向上に向けた具体的な施策に反映している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

令和 5(2023)年 11 月に受審した大学機関別認証評価での指摘を踏まえ、令和 6(2024) 年 10 月に実施された内部質保証推進会議において、【表 2-3-1】の内容が検証された。

【表 2-3-1】内部質保証推進会議における検証事項

NO	指摘などから検証した事項
1	(評価書全体) 組織図が分かりにくい。 例えば基準 6 の図は教授会との位置付けが不明確 (組織構造的に教授会の位置付けが図中で確認しづらい)
2	(基準 2 など) ・中長期的な計画への反映が、令和 2(2020)年度に策定された「芦屋大学教育方針」のまま更新されていない。新たな計画について ・定員充足の取組み ・RA について、大学院生の活用方法 ・無線 LAN のカバー率を上げる取組み ・耐震化率を上げるための取組み ・バリアフリー化の今後の整備計画 ・便覧などと評価書の施設名称(部屋名)が違う点
3	(基準 3 など) ・令和元(2019)年度の改正で学位(博士)に関する公表が求められていることについて指摘 «「学位論文の審査においてその客観性及び厳格性を確保するため、満たすべき水準、審査委員の体制、審査の方法、審査項目等の基準を設定し、ウェブサイトで公表するよう改善を要する」と認証評価で指摘あり» ・不開講について、判断時期の検討«学生への告知方法含む»
4	(基準 4 など) 教職員の評価制度や採用基準について
5	(基準 5 など) 避難訓練の時期と方法
6	(基準 6 など) ・特待生制度による減免について、経営面でのデメリットと対応 ・文科系のクラブについての取組み(支援)

※基準は令和 5(2023)年度『自己点検評価書』のもの

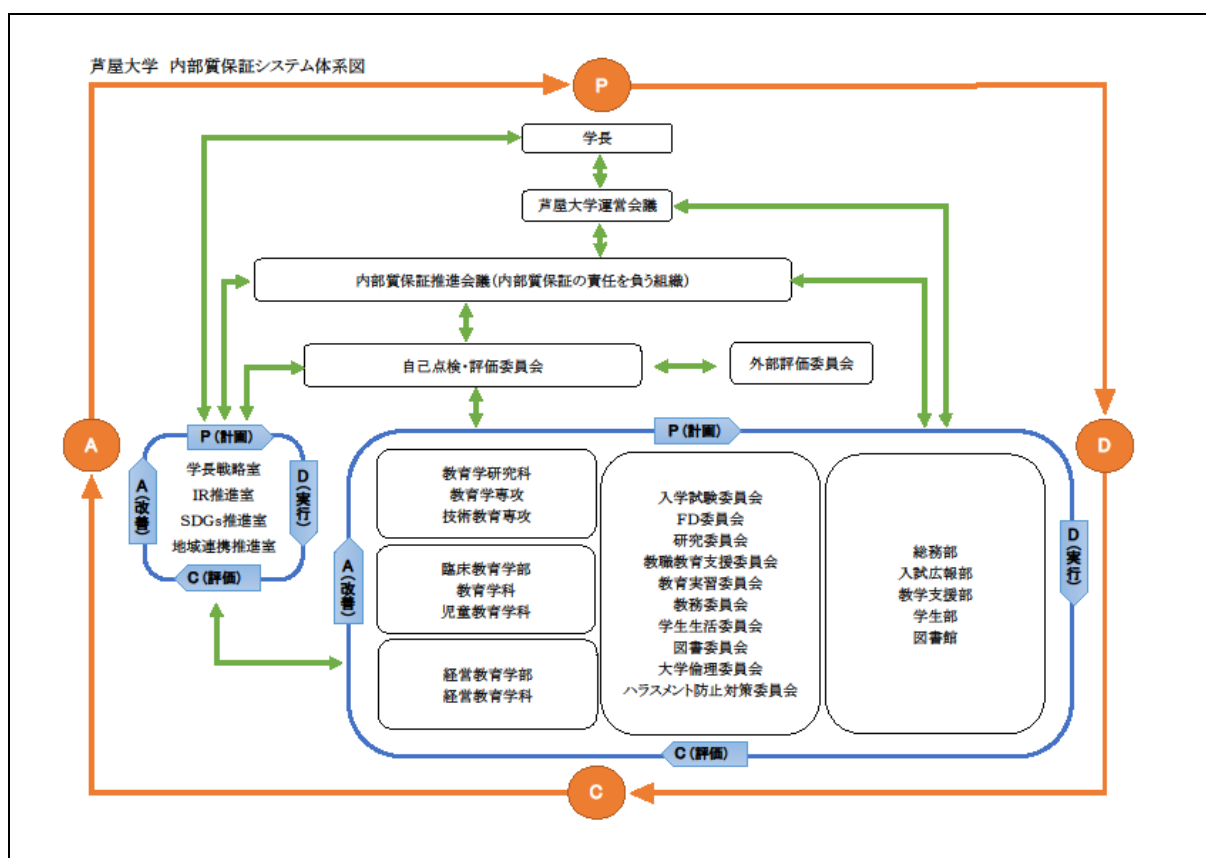
本学では隔年で外部評価と内部評価を実施する計画を立てており、外部評価においては有識者を招いて提言を得る体制を整えている。内部質保証推進会議と外部評価を実施することにより、本学の教育研究や大学運営の改善・向上を図っている。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

大学の使命・目的を達成するため、本学の三つのポリシーに基づく教育目標の実現、教育の質的向上及び発展を目指し、経営改善 5 ヶ年計画を定めそれを中期計画として改革を進めており、内部質保証のための PDCA サイクルを大学全体で、その機能強化に継続的に取り組んでいる。

教学 IR (Institutional Research) や『自己点検評価書』の分析結果を活用し、教育・運営の現状を的確に把握したうえで、継続的な改革・改善を図る内部質保証体制を整備している。毎年度作成する『自己点検評価書』を通じて、大学全体の PDCA サイクルを効果的に機能させている。

【図 2-3-1】内部質保証システム体系図



本学では、内部質保証の機能性をさらに強化するため、外部評価結果の活用・IR 機能の充実・情報公開の推進に取り組んでいる。さらに、内部質保証の透明性を高めるため、『自己点検評価書』や IR 分析結果・改善状況について、分かりやすく公表し、学生や学外関係者からの理解と支持の獲得に努めている。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

芦屋大学では、内部質保証体制の整備として「内部質保証推進会議」及び「自己点検・評価委員会」を設置し、学長を中心とした責任体制を確立している。毎年度作成される『自己点検評価書』は、大学の特色や改善項目を明示し、学内外に公表することで透明性を確

保し、説明責任を果たしている。IR 推進室では、学生状況調査、学修成果調査、卒業生満足度調査などを通じて教学改善に資するデータ収集・分析を実施している。令和 6(2024)年度には「学修成果報告書」や「授業評価アンケート集計」をウェブサイトで公開している。また、FD 委員会が軸となり PROG テストの結果を学生にフィードバックするなど、学修の成長を可視化する取組みを展開している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6(2024)年度の自己点検・評価委員会では、内部質保証推進会議と自己点検・評価委員会の位置付け、職務内容の実態を鑑み、規程や構成員についての問題点を指摘し、内部質保証推進会議で検討された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 5(2023)年 11 月に受審した大学機関別認証評価での指摘を踏まえ、令和 6(2024) 年 10 月に実施された内部質保証推進会議において、【表 2-3-1】の内容が検証された。

学位論文基準、シラバスの未公開科目については、ウェブサイト公開している。組織図については、より実態を反映したものに修正した。本学にとって定員の確保は重要な課題である。今後の取組み予定として、臨床教育学部では学部名の変更、学科の再編を含め検討している。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

【大学】

芦屋大学運営会議で検討・確認すべきところ、現状では特にそのための会議は行わず、例年通り変更なしとしている。

【学部】

臨床教育学部は教育学科会議と児童教育学科会議で決定された内容を学部ポリシーとしている。

経営教育学部は学科が一つなので、経営教育学科会議で決定した内容がそのまま学部のポリシーになっている。

【学科】

教育学科、児童教育学科と経営教育学科は各学科会議で検討し、ポリシーとしている。

アドミッション・ポリシーの策定については、「求める学生像」をベースに新たなアドミッション・ポリシーを策定するため学長戦略室で検討しており、基礎学力・思考力・判断力を明記する予定である。

アドミッション・ポリシーの周知については、学生募集要項、入試ガイド、本学のウェブサイトで公表しており、対面ではオープンキャンパスや進学相談会、高等学校内ガイダンス、高等学校訪問などにおいても生徒や保護者に資料を配布している。

「求める学生像」

- 1.自分の個性や適性について考え、自分の持てる力、可能性を切り拓いていこうとしている人
- 2.これまで体験したことや人との出会いなどを整理し、大学で学びたいと思う動機をはっきり持っている人
- 3.未来の夢や、これから主体的に取り組んでいきたいことについて、情熱を持って人に伝えることができる人

【大学院】

大学院における入学者の受入れ方針についても、建学の精神に基づく大学院の目的に沿ってアドミッション・ポリシーを策定している。その周知については、大学院紹介パンフ

レット、学生募集要項、本学のウェブサイトで公表している。また、個別相談希望者に対して、博士前期課程においては、進路等を考慮し、博士後期課程に関しては、現役研究者、社会人、留学生など本人の状況を勘案した上で、アドミッション・ポリシーの周知とともに、各人の状況に応じたきめ細かい入学指導と対応を行っている。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【学部】

入学者の選抜については、大学設置基準第2条の2に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行っている。芦屋大学入学試験委員会規程が定める「入学試験委員会」（以下「入試委員会」という。）が選考基準作成、合否判定、その他入学者選考に関する重要な事項を協議し決定している。次年度の入試制度や選考方法についても、入試委員会を開催し、アドミッション・ポリシーや教育目標を基に当該年度の入試結果を踏まえ、次年度入学者選抜の方針を定め、規定化している。

入学者選抜において、本学では創立以来、面接を重視している。すべての専願入試で面接（総合型選抜 AO 入試は面談）を必須としており、入試委員が本学への志願の適正や一人ひとりの持てる可能性・人間性について「求める学生像」やアドミッション・ポリシーに基づいて評価を行っている。また、受験生1人に対し2人体制で面接を行い、評価項目別に点数化することで公正な評価を行えるよう工夫している。

入試問題については、国語・英語・数学の学力試験を入試問題作成員が作成し、採点までを行う。出題ミスや採点ミスなどの事故を防ぐため、複数人でのチェック体制を整えている。小論文、レポート課題、口頭試問、留学生日本語音読問題については、入試委員が作成し、入試委員2人で採点を行う。入試問題、答案などは、入試広報部で厳重に保管、管理している。

試験実施に当たっては、入試運営マニュアルに沿って入試委員長を実施責任者、入試広報部長を事務責任者とする入試統括本部を設け、すべての情報、状況を一元的に集約、管理し、円滑な運営を図るとともに、不測の事態発生時の速やかな対応のための体制を構築している。さらに監督などを担当する教職員は入試種別毎に定める実施要項に従って運営を行っている。

試験実施後は学長を含む入試委員による合否判定会議を開催し審議のうえ、合否判定及び特待生の選考を行う。面接担当委員から受験生一人ひとりの評価について報告があり、アドミッション・ポリシーに沿った評価がなされているかの検証が行われている。

入試制度は、【表 3-1-1】のとおりである。高大接続改革に伴い令和3(2021)年度入試から入試制度を全面的に見直し、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜及びその他の選抜に分類した。3つの選抜のすべての入試において学力の3要素を評価できる選抜方法への変更を行った。

また、感染症に伴う発熱などの影響により特定の受験生が不利益を被ることがないように、追試験などの特別対応を行っている。

【表 3-1-1】入試制度

令和 7(2025)年度募集

選 抜 型	入 試 種 別
総合型選抜	AO 入試、スポーツ・芸術文化入試
学校推薦型選抜	指定校推薦入試、指定校特待生推薦入試、公募制推薦入試
一般選抜	一般入試（2 教科型・3 教科型）
その他	社会人特別入試、私費外国人留学生入試、私費外国人留学生編入学入試、秋季入学私費外国人留学生入試、編入学入試、編入学教職特待生入試、編入学スポーツ・芸術文化特待生入試、転入学入試、秋季入学一般入試、秋季編入学入試、秋季編入学スポーツ・芸術文化特待生入試

これらの入試制度により様々な背景や能力を持つ多様な学生の受入れを可能としている。各入試種別の出願資格、選考方法、日程、特待生選考などの詳細は学生募集要項に記載している。入試種別により選考方法は異なるが、面接（総合型選抜 AO 入試は面談）、調査書、自己アピール・活動報告書などのきめ細かい評価を行うことにより「求める学生像」や「アドミッション・ポリシー」に沿った評価を可能としている。

【大学院】

大学院の入学受入れについては、学長を委員長とする大学院委員会が決定している。入学受入れに関する方針を毎年度決定し、入試広報部とともに入試の運営を行う。

大学院入試では、出願を希望する者には研究計画書を提出させ、必要な場合には事前指導を行っている。選考方法は研究計画書に基づく口頭試問を重視し、専門性に基づき大学院担当教員が 3 人体制で試験を行っている。学長を中心とする大学院委員会において、アドミッション・ポリシーに沿った評価を行い、同委員会の判定会議で合否が決定される。

入試制度としては、【表 3-1-2】のとおりである。

【表 3-1-2】大学院入試制度

令和 7(2025)年度募集

入学時期	入 試 制 度
春季入学	春季入学入試、春季入学留学生入試
秋季入学	秋季入学入試、秋季入学留学生入試

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学部】

令和 4(2022)年度から入学定員の充足ができていないことを受け、令和 6(2024)年度は定員確保のため、以下の取組みを行った。

- ・広報予算の削減もあり、広報媒体の選択と集中を行い、進学情報サイトにおいてはオープンキャンパスへ誘導、申し込みに繋がるものに絞り込み、最新の情報は Instagram や LINE など SNS を活用した。
- ・入試制度の見直しと改善では、年内専願者を早期に取り込むため総合型選抜「AO 入試」において、入学金免除額を拡充し前年から 1.5 倍程度の増加となったが、附属高等学校では生徒及び保護者との接触機会を増やしたものの早期の出願に繋がらなかった。
- ・学校訪問では入学実績校を重点校として早期に訪問し高等学校内説明会に参画できるようアプローチを行った。また、日本語学校は出願動向のヒアリングを行い、出願実績数によって協定校の見直しを行ったことにより出願数が微増となった。

しかしながら、高校生のオープンキャンパス参加者が減少し、歩留まり（出願率）が令和 6(2024)年度と変わらず 35%程度となり、令和 7(2025)年度の学生募集は、志願者数が 212 人、入学者が 173 人となり、昨年度に引き続き入学定員を割ることになった。【表 3-1-3】学部別では、臨床教育学部の定員 150 人に対して、志願者数が 81 人、入学者数も 70 人となり、学科別では教育学科が入学定員 100 人に対して志願者数が 71 人、入学者数が 61 人、児童教育学科が入学定員 50 人に対して志願者数が 10 人、入学者数が 9 人だった。経営教育学部は入学定員 100 人に対して志願者数 131 人、入学者数は 103 人となり、経営教育学部については定員を充足した。【表 3-1-4】また、令和 4(2022)年度から収容定員の充足に至らない状況である。

【表 3-1-3】 入学定員及び収容定員に対する学生受入数の推移

(単位：人)

募集年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
入学定員	250	250	250	250	250	250	250
志願者数	333	378	329	210	196	241	212
入学者数	261	290	274	192	174	197	173
入学定員 充足率	104.4%	116.0%	109.6%	76.8%	69.6%	78.8%	69.2%
収容定員	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
在籍者数	881	984	1,006	958	856	775	694
収容定員 充足率	88.1%	98.4%	100.6%	95.8%	85.6%	77.5%	69.4%

(小数第 2 位を四捨五入)

【表 3-1-4】 学部別入学定員に対する学生受入数の推移

(臨床教育学部)

(単位：人)

募集年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
入学定員	150	150	150	150	150	150	150
志願者数	156	189	172	105	110	105	81
入学者数	141	166	155	101	97	102	70
入学定員 充足率	94.0%	110.7%	103.3%	67.3%	64.7%	68.0%	46.7%
収容定員	600	600	600	600	600	600	600
在籍者数	470	522	531	523	475	407	341
収容定員 充足率	78.3%	87.0%	88.5%	87.2%	79.2%	67.8%	56.8%

(小数第2位を四捨五入)

(経営教育学部)

(単位：人)

募集年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
入学定員	100	100	100	100	100	100	100
志願者数	177	189	157	105	86	136	131
入学者数	120	124	119	91	77	95	103
入学定員 充足率	120.0%	124.0%	119.0%	91.0%	77.0%	95.0%	103%
収容定員	400	400	400	400	400	400	400
在籍者数	411	462	475	435	381	369	353
収容定員 充足率	102.8%	115.5%	118.8%	108.8%	95.3%	92.3%	88.3%

(小数第2位を四捨五入)

【大学院】

大学院の受入れについては、定員を満たしていない状況が続いている。これが目下の大学院の大きな課題となっている。前期課程においては、学部からの内部進学者の増加を図ることや留学生への募集を強めること、博士後期課程においては、社会人や教職者に対して本学大学院の存在を周知させて募集を行うことなど、学生募集の強化が課題となっている。

【表 3-1-5】 入学定員及び収容定員に対する学生受入数の推移

(単位：人)

募集年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
入学定員	25	20	20	20	20	20	20
志願者数	8	5	13	10	7	7	8
入学者数	6	5	11	8	5	7	7
入学定員 充足率	24.0%	25.0%	55.0%	40.0%	25.0%	35.0%	35%
収容定員	55	50	45	45	45	45	45
在籍者数	15	14	18	24	22	20	23

(小数点 2 以下は四捨五入)

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【学部】

本学 1 年次の「大学生活入門」と「キャリア基礎」、2 年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」、3・4 年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」はおおむね少人数で編成され、各担当教員は「担任」として、教学支援部教務課・教職支援課、学生部学生課・国際交流課など各部署の職員と緊密に連携しながら学生の指導にあたっている。

学修支援の体制を目指して導入した総合ソリューションシステム（キャンパスプラン）「芦屋大学ポータルサイト」（以下「ポータル」という。）も 4 年目となり、学生、教職員ともに利用意識は定着している。学生に対して視認的な利用意識の向上を目指し、前年度からポータルと連携するスマートフォンのアプリを導入した。これにより、連絡やメッセージ等の通知が即時に届くようになり、また未読に対してバッジが表示されるなど利便性が向上したことによって、更に学生の積極的なシステムの活用が進んでいる。

年度始めと後期開始前の履修ガイダンスでは、各学科の担任と、教学支援部・学生部の職員が共通理解のもと、協働で行っている。特に、各種免許・資格を取得希望の学生に対しては、履修に漏れがないよう、担任と各部署職員が連携して、きめ細かい指導を行っている。

ポータルから学生の出欠状況や成績等を随時確認することができ、学修状況等に確認や指導が必要な学生にはただちに連絡をとる体制を整えている。この体制により、状況の確認・把握や面談・指導等、早期に対応することができる。また、ポータルは職員も同様に確認することができ、教員と職員の情報共有を密にすることで、学生一人ひとりに対する的確な指導ならびに学修支援の充実を図っている。

【大学院】

教育学研究科のどの専攻においても、学部同様に毎年度初めに履修指導期間を設け、指導教員と職員が共に単位修得状況を確認しながら大学院生への履修指導を行っている。また、指導教員は、オフィスアワーという学内での定められた時間の枠を超えて、密に連絡を取りながら、懇切丁寧に大学院生へ研究状況の点検とアドバイスといった個別指導を行っている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【学部】

【TA 及び SA 制度】

本学では、教員の教育活動を支援するため、TA(Teaching Assistant)及びSA(Student Assistant)制度を導入している。ひとつの授業に対するTA及びSAの数は、原則として1授業に1人とし、履修人数が多い科目や授業の進行上、TA及びSAが複数必要であると認められた場合は、1人のみ追加することができる。業務内容は授業の補助業務及び当該授業の学部学生に対する学修上の相談及び指導である。教員からの推薦学生だけではなく、TA/SAを広く学内公募し、事前に研修会を実施したうえでTA/SAとしての業務に従事させる体制を整えた。これにより、TA/SAの役割と責任がより明確になり、学生と教員が協働して学修支援を実践することで、学生自身の資質を向上させる機会になっている。

令和6(2024)年度はTA/SAとして、9人(TA7人・SA2人)の学生が「経営管理論」「経営史」「情報機器の操作」(3コマ)「経営コミュニケーション」「教育の方法と技術」「現代教育学入門」「教育方法学」の補助業務を行った。

【留学支援制度】

海外派遣留学希望学生に対しては、一人でも多くの学生に留学の機会が巡ってくるよう、提携校4校・協定校9校・海外研修プログラム3校の中から、本院の希望する留学制度に参加できる体制を整えた。さらに安全・安心面の点から旅行業者とも連携し、海外での緊急事態発生に備える体制も整えた。

【担任制】

本学では、1年次の「大学生活入門」「キャリア基礎」、2年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」、3・4年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の各担当教員が「担任」として、履修や学業生活全般についての相談窓口を務めている。特に「大学生活入門」では、学生がスムーズに大学生活に馴染めるように学修状況の確認と履修指導を行っている。また、3・4年次では、持ち上がりで2年間、進路相談や取得を希望する教員免許・資格に応じた履修指導と学修状況の確認、教育実習・保育実習先への訪問指導、教員採用試験や就職活動における推薦書の作成、卒業論文・卒業研究の指導など、学生一人ひとりに応じた学修支援を行っている。

【オフィスアワー】

専任教員(特任教員を含む)が研究室等に在室し、さまざまな相談に応じる「オフィスアワー」を週1回以上設けている。また、授業科目を担当する全教員(非常勤教員を含む)にオフィスアワーの設定を依頼し、対応曜日・時間帯・場所・連絡先等の情報をシラバスに掲載している。学生に対しては、『学生便覧』やシラバス以外にも、ポータルを用いてオフィスアワーの積極的な活用を促している。

【障がいを持つ学生や配慮が必要な学生への支援】

さまざまな課題を抱えた学生を支援するため、教育相談所が主体となって『学生支援の手引き』を作成し、全教職員の共通理解のもとで学生を支援する体制を整えている。配慮

を要する学生については、学部教授会で情報共有するとともに、学生の履修科目担当教員に個別に説明を行い、支援要望書に基づいた支援を行っている。

【中途退学、休学及び留年への対応】

中途退学者数の削減は、本学において喫緊の課題である。中途退学の要因は、経済的事情、家庭内の問題、さらに大学生生活不適応、専門学校への転学や就職への進路変更、健康上の理由等に大別される。これらの情報を共有するためにポータルを活用し、中途退学リスクのある学生の早期発見と個別支援を行っている。履修登録状況、出席状況、成績、学籍異動、学納金延滞手続などの詳細なデータを継続的に把握し、卒業までの一貫した支援に活用している。その上で、経済的事情による学納金の支払いが困難な場合には、延納や分納による対応を行い、申込可能な奨学金の案内や相談にのっている。進路変更や家庭の事情、健康上の理由等については、担任が学生との面談等を通して状況を把握し、学生部・教学支援部・教育相談所等の関連部署と連携を図りながら学生本人に指導・アドバイスをを行い、保護者とも連絡を取りながら、問題の解決に向け、共に取り組んでいる。

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

建学の精神「人それぞれに天職に生きる」のもと、初年次より、一人ひとりのキャリアを追求するとともに、生涯を通じた職業観の意識づけを効果的に行う教育課程を編成している。

1 年次前期には「大学生活入門」、後期には「キャリア基礎」を、2 年次前期には「キャリアデザインⅠ」、後期には「キャリアデザインⅡ」を設定することで、キャリア形成の基礎を学ばせている。これらの科目では、担任制を導入して、学科によって差異はあるが各クラス 20 人程度の少人数制クラスとし、学生一人ひとりの将来の夢を把握し、就職課や教職支援課等との連携を図っている。

「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」においては、学科ごとに実際に社会で活躍する本学出身者を招いて、講話会を実施し仕事の実態を知ってもらうとともに、卒業後の進路について考える機会としている。

その上で、基礎学力の定着に加えて、就職試験対策としても有効な e ラーニングシステム「A ドリル」を令和 6(2024)年度も活用した。教育学科では確認テストにおいて全単元 70 点以上を目標として、すべての学生の取り組み状況を明らかにし、とくに 2 年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」においては、個別指導を取り入れることで細やかな指導を実施した。経営教育学科も同様の取り組みを行っている。

3 年次・4 年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」では、各学科内コースの専門性に繋がるような指導に加えて、就職課との連携を図りながら、社会的、職業的自立をはかるために必要な能力を養うことのできる教育課程を体系的に編成している。

3-3-② キャリア支援体制の整備

【就職支援】

学生の就職活動に関する支援を目的に「学生部就職課」を設置し、キャリアコンサルタント資格を持つ職員と担任が学生情報を共有して、キャリア支援にあたっている。

インターンシップに関しては、例年、教育課程内の芦屋大学学内推薦「インターンシップ（タイプ3）」（1 単位）（以下「学内推薦インターンシップ」という。）と教育課程外的一般インターンシップ（単位外）を実施しており、令和 6(2024)年度も「学内推薦インターンシップ」は 2 社 3 人の実習を実施し、その他のインターンシップへの参加についてはトヨタ自動車株式会社のインターンシップ（タイプ3）に 1 人の学生が参加した。

就職指導においては、全学生を対象とした就職課の個人面談を 3 年次と 4 年次に実施し、情報を収集して綿密な学生支援を実施している。さらに、授業以外でインターンシップに参加する場合の学内手続き等に関する説明資料を作成し、学生と教職員を対象に配布・配信するとともに、「学内推薦インターンシップ」の参加希望者に対しては、事前・事後研修を実施している。これ以外にも、年間を通じてセミナーやガイダンスを学内で実施している。

さらに、3 年次後期と 4 年次前期に、外部企業が主催する合同企業説明会へのバスツアーを企画・実施し、学生が企業採用担当者と接点を持てる機会を確保している。

【教員採用試験対策】

教員採用試験（以下「教採」という。）の対策として、すべて対面で教採対策講座を実施した。令和 6(2024)年度の講座のスケジュールは、前期・後期の通常の講義期間と、2 次試験直前対策として春季と夏季休暇期間に 64 講座を開講し、延べ 259 人の学生が受講した。各都道府県の教採情報・求人情報等はすべて開示し、都道府県ごとの受験までの取組み方などの指導も講座とは別に実施した。また、教職支援室を開放し、学生が交流しやすい雰囲気作りや、意識付けのために教採合格者の体験談を聞く機会を設けた。その他、受験関連の指導だけではなく、教育ボランティア協定を結んでいる近隣の教育委員会と連携し、学校現場に教職希望の学生を派遣し、教員としての資質、意欲を高める取組みを継続した。以上の取組みの結果、令和 6(2024)年度の教採では、現役で小学校 2 人、特別支援学校 3 人、中学校（技術）8 人が合格し、一定の成果は得られた。また、講師としては中学校・高等学校（保健体育）4 人、高等学校（情報）1 名、特別支援学校 3 人、中学校特別支援学級に 1 人が常勤講師として決定しており、小学校 3 人が講師登録中である。また、私立学校教員として中学校・高等学校 2 人、幼稚園 2 人、保育士として 5 人がそれぞれ合格し、採用されている。

【自主学習支援講座「A-Study」】

学習支援の一つとして SPI や公務員試験対策を含めた自主学習支援講座「A-Study」を設け、専属の講師が週 2 日、学生を対応している。令和 6(2024)年度は、学内広報強化の一環として、ゼミ単位での利用を促した。その結果、リピーター確保に繋がり、この講座を利用して基礎学力をつけ、警察官採用試験の合格者や、民間企業への内定者を出す一助となった。

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

本学の学生サービス、厚生補導のための組織体制は、学生課を中心とする学生サービスのための事務組織、教職員及び学生課以外の部署等による組織的支援、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」及び「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担任による個別相談の支援と学生健康管理センターを中心とする厚生支援で構成されている。学生サービスの事務局は学部事務室に置き、様々な業務を通して学生支援に取り組んでいる。具体的には、学生の自治組織である学生会への指導と助言、「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」及び「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担任との連携、学生の個別相談窓口、新入生オリエンテーションや歓迎行事の実施、課外活動への支援、学園祭・スポーツ大会・謝恩会等諸行事の実施、経済的な支援を必要とする学生へ奨学金の手続きなどの支援、下宿学生（単独世帯）の個別相談、教育相談所や学生健康管理センターとの連携などを行っている。

学生生活の様々な局面で学生に対応し、学生の諸問題に対して指導・助言するとともに、必要に応じて専門家によるカウンセリング等の支援も行っている。本学では様々な課題やニーズを抱えた学生を大学全体で支援するため、すべての教職員と専門職、カウンセラーが連携・協働する 3 階層の相談体制の強化を図っている。

相談体制の第 1 階層である、学生と日常的に接する教職員や教務課、教職支援課、学生課等の窓口職員は、初期相談窓口として、学生が安心感や信頼感をもてるような対応に努め、自然な形で学生の成長支援を行っている。また、相談内容に応じて支援の内容を検討するほか、担当教員や専門的な相談窓口に繋ぎ、継続的に関与している。

第 2 階層として「担任制」を設け、学生が質問や相談をしやすい体制を整えている。この制度を活かし、担当教員は学生指導を行う中で学生生活上のつまづきに気づき、必要に応じて専門的な相談窓口に繋ぎ、継続的に関与している。

第 3 階層では、教育相談所・修学支援室（ほっとルーム）、カウンセリング・ルームと学生健康管理センターが相談窓口として、第 1 階層、第 2 階層のみで対応できない専門的支援が必要な相談に対し、それぞれの専門性に基づき学生や保護者の対応をしている。

【学生課】

課外活動の中心はキャプテン運営委員会活動とクラブ活動、同好会活動である。現在、文化系・運動系のクラブ、同好会等の公認団体が 25 団体あるが、教職員が顧問・監督として各団体を支援している。令和 7(2025)年度に向けて、新たな同好会が学園祭などに参画し、またより多くの学生が学内の課外活動団体へ参画できるよう、現状よりも基準が低いサークル新設に関する新たな規程の施行を検討している。今後も引き続き、多くのクラブ・同好会活動が活発になるよう支援していくところである。

学生課及びスポーツ振興室の支援のもと、キャプテン会議を開催し、キャプテン運営委員会活動や各クラブ活動の円滑な連携と活性化を図るとともに、リーダーズ研修会（毎年 1 回）を開催し、学生のリーダーとしての自覚を促している。令和 6(2024)年度のリーダーズ研修会ではリーダー論について、兵庫県警による闇バイト・SNS の利用等に関する講習会を行った。

各クラブにはクラブ助成費を毎年支給する支援体制が整っている。文化系強化クラブは芸術文化センターが、運動系強化クラブ及びそのほかのクラブについてはスポーツ振興室が助成費配分計画を行っているが、運動系強化クラブの特待生を対象とする手厚い支援は各種大会における優秀な成績に結びついており、成果を上げている。学園祭開会式典では毎年クラブ活動や学外活動にて顕著な成績を修めた者を表彰している。

また、夏期のクラブ活動中の事故を未然に防ぐため、熱中症の予防と対処法についての講習会を学生健康管理センターと共同で実施し、クラブ責任者の参加を義務づけている。令和 6(2024)年度には産業医の指導の下、「芦屋大学熱中症対策ガイドライン」を制定した。

経済的に困窮している学生もいることから、各種奨学金や学生支援緊急給付金などの案内は、学生への個別連絡に加え、専門演習担当者やクラブ顧問などからも通知して、支援に漏れのないよう周知を徹底した。

健康相談、心的支援、生活相談については、高等教育機関の教育的使命の達成にとって必要不可欠な要素であると捉えており、学内の環境改善及び危機管理に寄与するものであると考えて取組んでいる。本学では学生課が中心となり、学生健康管理センターや教育相談所と常に連携を取りながら、健康相談、教育相談、生活相談、心的支援等を行っている。

【教育相談所】

第 3 階層における専門的支援として、教育相談所は、公認心理師・臨床心理士・臨床発達心理士・ガイダンスカウンセラーによる、発達障害等に対する支援、事例の分析等の研究を基盤に、障がいのある学生を含むすべての学生にとって安心できる教育環境の整備に努めている。学内においては、障がい学生の支援について平成 30(2018)年に作成した、合理的配慮の提供に関する『芦屋大学 学生支援の手引き』の教職員への理解と周知に努めるとともに、障がい学生の状況やニーズを把握し、教育を受ける機会を確保するため、教員や各部署への働きかけや調整を実施している。

修学支援室（ほっとルーム）では、公認心理師・臨床心理士・臨床発達心理士・ガイダンスカウンセラーが、学生の学業や対人関係、生活等に関する悩みや困難に対応するとともに、大学が合理的配慮を提供する学生への継続的な教育的支援を行っている。また、学生本人や保護者が気付きにくい特性を捉え、個別のニーズに応じた支援も提供している。

さらに、障がいのある学生を含む学生生活に困難を感じる学生に安心できる居場所を提供し、学内での孤立を予防し、就職課と連携し、進路を見据えたソーシャルスキルトレーニング等の支援も行っている。また、教職員がカウンセラーの介入が必要と認めたケースについても対応し、継続的な心の健康の改善や保持増進を図っている。

カウンセリング・ルームでは、公認心理師・臨床心理士・臨床発達心理士・ガイダンスカウンセラーが悩みや困難を抱える学生にカウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育支援を提供しているほか、必要な場合は、他の専門的學生支援機関や医療機関と連携し、支援を行っている。学内の支援体制として、集団の守秘義務の理念に基づき、学内の各部署と連携し、学生が一貫した対応や支援を受けることができるよう努めている。さらに、学生に対して、学内における相談機関であることの周知及び心の健康に関する知識普及として、全学生を対象に本学のウェブサイトなどを利用し情報提供をしている。

このように、教育相談所は近年増加している多様なニーズのある学生に細やかに対応し、学生の修学及びよりよい進路を目指した組みを積極的に進めている。

【学生健康管理センター】

学生健康管理センターでは、学生生活の安定を図るため、心身両面にわたる健康づくりをサポートしている。

身体面では、疾病の予防と早期発見を目的に定期健康診断を実施し、学校医と連携を取り健康状態の評価を行っている。定期健康診断により新たに疾病が発見された学生や、継続して治療が必要な学生には個別に連絡し、体調や治療状況の確認を行っている。疾病により修学への影響が予想される場合は、学生と保護者、主治医、教員、学校医、居住地保健所と共に、学習と治療の両立を支援している。

また、学校における感染対策の取組みとして、学内各所の手指アルコールスプレーは常設とし、感染症（麻疹、結核など）予防等に関する情報は、本学のウェブサイトや掲示板を通し繰り返し周知している。

精神面では長期欠席や自殺予防を目的に、1か月に1度、本学のウェブサイトや掲示板に学内外の相談窓口や相談方法の案内に関する記事を配信、掲示している。また、精神的不調の訴えに随時対応し、教員や各部署に援助要請や専門的支援の依頼等の調整を行っている。学生の中には、身体の事のほか、人間関係についての話を聞いてほしいと来室する場合があります、学生の身近な相談窓口としての機能も果たしている。

このほか、令和5(2023)年度より、新たに学生精神的健康調査(UPI)を新入生対象に実施している。調査結果から精神的健康度が低い学生には、電話連絡や面談を行い、悩みの聞き取りを行い、個別性に応じ、学内支援体制に繋いでいる。

学生の心身に関わる情報の取り扱いについては、学生の許可を得たうえで、必要に応じ教授会やケースカンファレンスにおいて情報共有を行っている。これにより、合理的配慮を提供している学生等が、大学全体から個別性に応じた適切な配慮を受けることが可能となっており、総合的な支援を継続している。

障がい学生支援については、学生課、教育相談所と連携し、合理的配慮の提供等について、初期窓口として対応し、障がい学生支援委員会の運営、大学組織に提案する準備を行っている。

合理的配慮の提供は、学生本人からの申し出によって始まるものの他に、配慮が必要であるにもかかわらず申し出がうまくできない状況にある学生がおり、本人や保護者の意向を確認しつつ、申し出ができるよう支援している。

合理的配慮の提供を受けている学生については、半期に一度、学生と保護者、教員よりヒアリングを行い、その学生にとってどのような配慮が有効か、学生の成長や授業の種類に沿った調整を、専門職と連携し行っている。

健康教育については、「こころ」と「からだ」の両面からテーマを設定し、学生に情報提供を行った。「こころ」については、青年期を迎える大学時代に、悩みを抱えた時、困って誰に相談すればよいか迷う時の対処法や学内外の相談窓口について案内を行った。「からだ」については、教室以外の空間における活動として、飲酒・禁煙・薬物乱用セミナーの他に、健康セミナーの開催、児童教育学科2年次キャリアデザインの授業では、健康についての授業を行った。

令和6(2024)年は、記録的な猛暑の予想が早々に出ていたため、熱中症事故防止対策として芦屋大学版熱中症対策ガイドラインを作成し、教職員、指導者の共通認識を図った。特に、文部科学省より事務連絡のあったWBGT値測定による活動判断については、繰り返し周知を行った。また、学生に向けては、熱中症予防セミナー開催準備、「芦屋学園ポータルサイト」より「熱中症予防の食事」「熱中症予防のための4カ条」「脱水とは」について記事を配信した。

また、実習で教育現場に参加する学生については、抗体価が少ない場合、教員と連携しワクチン接種を勧奨した。

【国際交流課】

受入留学生、交換留学希望の学生に対し、国際交流課が支援を行っている。受入留学生には、基本的な受入サポート、査証、役所等手続きサポート等と、基本情報カルテを作成し、常に対応が取れる体制を整えている。さらに、受入留学生対象の給付奨学金の説明会を年4回開催している。情報提供、書類作成、面接指導のサポートによって、日本学生支援機構(JASSO)他、今年度は5つの財団法人から本学の留学生が選出されている。全学生に対しては、語学テキストの貸出、各種語学検定の情報提供、日本人、外国人双方の学生交流や外国語習得の機会として、チャットランチ、フィールドトリップを実施した。学園祭での日本語スピーチコンテストにおいて、出演者とスタッフ側ともに受入留学生で構成し日本語習得の発表を通じて自主的に学び活動する機会を提供している。また新入生には「留学生ガイドブック」を配布し、兵庫県内の施設で利用できる無料パスの配布を行っている。今年度より、芦屋市の認定NPO法人芦屋市国際交流協会と連携し、市内在住外国人への通訳等のボランティア活動を行っている。

受入留学生に対しては、出身国の慣習に応じて活用できるスペースを提供している。

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館等の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

芦屋市六麓荘町の校地は、大阪湾と阪神間を望む六甲山麓に位置し、大学本館の 5 号館をはじめとして 7 校舎棟がある。校舎等建物の配置は【図 3-5-1】に示す。

学生及び教職員の通学のため、芦屋市内各駅から六麓荘キャンパスまではスクールバスを運行している。また、教職員や来客のための駐車場とは別に、自家用車通学を希望する学生に対しては約 150 台収容の専用駐車場を設置している。

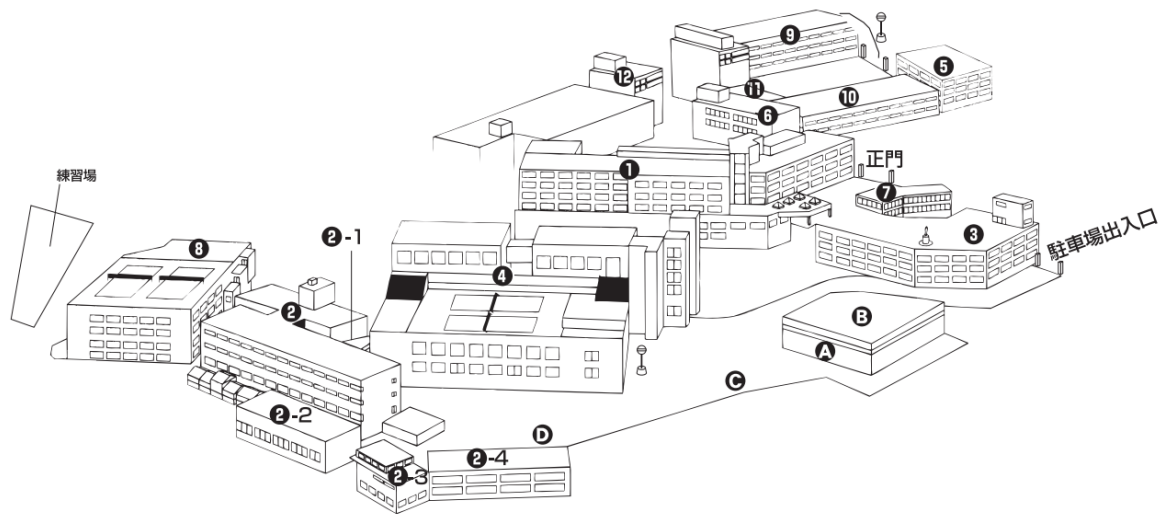
校地や校舎等の施設については、定員 1,000 人に対して大学設置基準に定められている面積を上回る広さを確保している。

校舎・講堂・体育施設の敷地は 53,932 m²で、屋外運動場施設は、丘陵地に整備できなかったため、芦屋浜に 18,210 m²の芦屋学園グラウンドを整備し、合計 72,142 m²を所有している。

校舎等の施設は、講義室・演習室、実験室・実習室、研究室、図書館、講堂、体育施設を備えている。また図書館（福山記念館新館）、体育館（福山記念館と芦屋学園第 2 体育館）福山記念館附置技術研究棟といった施設では、学生及び教職員の研究や教育をサポートしている。

講義室は、240 人規模の大教室が 2 教室、135 人規模の中教室が 3 教室、通常の 60 人規模の講義室が 12 教室、その他にも合同研究室等を含む小教室を備えている。演習室 9 教室、コンピュータ教室は 6 教室、バレエスタジオを含むスポーツルーム 3 教室、ダンススタジオ、音楽ホール、ピアノレッスン室 22 室、教職実習室、保育実習室、トレーニングルーム、技術科演習室、大学院生研究室も設置している。本館（5 号館）2 階の演習室や福山記念館 2 階の音楽ホールは、手軽にワークショップスタイルに変更できるように什器入替を実施、204 教室はアクティブラーニング（能動的な学び）に対応できる仕様としている。令和 5(2023)年度に 研究棟の CAD 実習室のコンピュータを改修する予定であったが、利便性を高めるため計画を練り直し、本館のコンピュータ教室 3 に Mac 機器を設置、福山記念館附置技術研究棟の CAD 実習室をコンピュータ教室 5 に名称変更し、Windows 機器 30 台を移動し、令和 6 年(2024)年 9 月より運用を開始した。セミナーセンター4 階にあった保育実習室を芦屋大学本館（5 号館）に移動し、学生の利便性を高めた。これらの施設は教育研究活動に適切に利用されている。

【図 3-5-1】校舎等建物の配置



① 芦屋大学本館（5号館）

- 4F ・法人事務局 ・学園総務部 ・入試広報部
・国際会議場 ・大学総務部
- 3F ・コンピュータ教室 ・合併講義室 ・講義室
- 2F ・合併講義室 ・講義室
- 1F ・玄関ホール ・学生ホール ・保育実習室
・学部事務室
(学生課・教務課・教職支援課・国際交流課・大学院事務室)
・COMMUNICATION SPACE
・CONCENTRATION SPACE ・就職課
- B1F ・食堂
- B2F ・ピアノレッスン室

② 福山記念館附置技術研究棟

- 3F ・講義室 ・技術科演習室 ・大学院生研究室
・写真実習室 ・無線研究室 ・クラブ室
- 2F ・電気工学実習室 ・製図実習室
・事務室 ・研究室 ・CAD 実習室
・コンピュータ実習室 ・美術実習室 ・会議室
- 1F ・自動車工学実習室 ・金属加工実習室 ・工作機械研究室
・栽培学実習室 ・材料実験室
・木材加工実習室
- ②-1 電子工学特別研究棟
- 2F ・研究室
- 1F ・自動車工学研究室
- ②-2 生命工学特別研究棟
- 2F ・環境生理学実験室
- 1F ・クラブ室
・自動車工学実習室 ・自動車準備室
- ②-3 音響・振動特別研究棟
- 1F ・振動・音響実験室
- B1 ・クラブ室
- ②-4 自動車工学特別研究棟
- 1F ・クラブ室 ・自動車工学講義室 ・自動車工学実験室

③ 8号館

- 3F ・ダンススタジオ
・スポーツ科学実習室 ・芸術文化センター

④ 福山記念館

- 6F ・会議室
- 5F ・カフェ
- 4F ・Aホール ・Bホール
- 3F ・スポーツルーム2・3 ・柔道場 ・屋上テニスコート
- 2F ・スポーツルーム1 ・トレーニングルーム ・音楽ホール
- 1F ・球技場
- B1F ・クラブ室

⑤ 図書館・福山記念館新館

- 4F ・ボクシングクラブ ・Bホール
- 3F
- 2F ・図書館会議室 ・書庫 ・クラブ室 ・図書館コモンルーム
- 1F ・図書館事務室 ・閲覧室

⑥ 教授研究棟（1号館）

- B1F ・ピアノレッスン室

⑦ 日本文化研究所

⑧ 芦屋学園第2体育館

- 3F ・空手道場
- 2F ・球技場 ・剣道場
- 1F ・スポーツ振興室 ・トレーニングルーム

⑨ 2号館

⑩ 図書館（4号館）

- 1F ・図書館書庫 ・倉庫

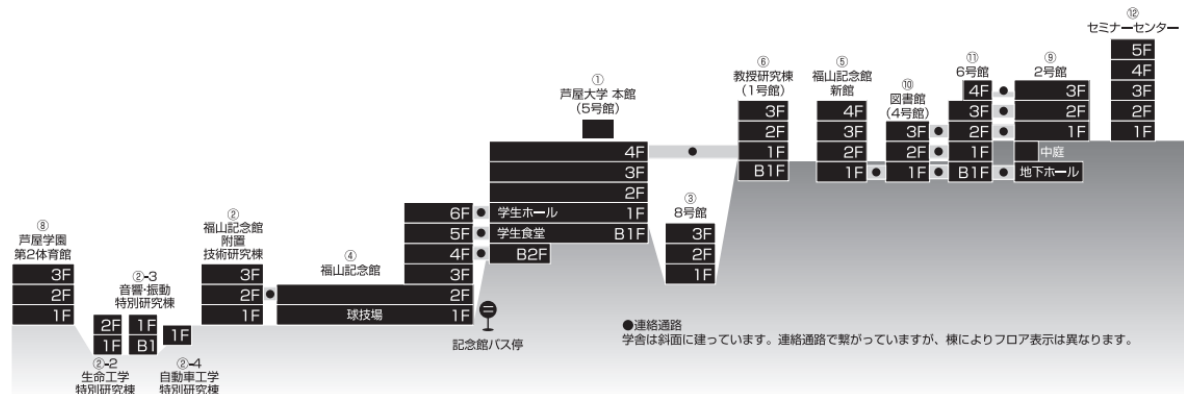
⑪ 6号館

⑫ セミナーセンター

- 4F ・教職実習室
- 3F ・ほっとルーム
- 2F ・健康管理センター
- 1F ・カウンセリングルーム

（A）第一 （B）第二駐車場 （C）第三駐車場 （D）第四駐車場

芦屋大学



キャンパスの全校舎には冷暖房を完備し、安全で快適な教育研究環境を提供している。また、福山記念館地下1階の出入口横にある喫煙所にパーテーションを設置し、受動喫煙防止の効果を高めた。

校舎、建物付帯設備、高圧変電設備、エレベーター、消防設備、廃棄物保管の維持管理については、学園総務部施設管理課が責任を負っている。同課には、電気主任技術者や第一種電気工事士、消防設備士甲種4類、消防設備士乙種7類、消防設備点検資格者二種及び1級電気施工管理者、1級建築施工管理者が在職し、法令に沿って適切な維持管理に努めている。同課にはまた、数々の建築工事を手がけた職員が配置されており、その職員は経験を活かして施設設備等を維持管理するとともに、改修や改善の要望には計画的に対応している。補修及び点検、緊急の修繕については、状況に応じて専門業者に依頼することもある。

電気設備や給排水や衛生設備や空調設備やエレベーター等の管理業務、そして学内の清掃については専門業者に委託し、日常の教育研究活動が支障なく継続できるように図っている。

消防設備については、消防法に従って年2回の点検を実施し、その都度、不良箇所を修理交換している。そして火災予防を徹底させるため、施設ごとに防火責任者を定めている。2月にはクラブ幹部を対象に芦屋消防署と共同で消防訓練を実施した。【表3-5-1】に示す。日常の防火及び防犯については、委託警備員が監視し、夜間も機械警備によるセキュリティが保持されている。

【表3-5-1】防災等に関する講習会等実績

(単位：人)

日程	内 容	参加者数
2/7	リーダーズ研修会・消防訓練（通報・避難・消火） 芦屋消防署 共同 学生クラブ幹部・クラブ指導者対象	35

老朽化がみられる建物については段階的に改修を進める計画がある。また、各教室の機器については保守点検を継続的に実施していく。

令和 6(2024)年に福山記念館附置技術研究棟の 2 階・3 階、芦屋大学本館（5 号館）の 2 階・3 階のエレベーターホールの什器を入れ替え、学習や休憩ができる場所として整備した。

本学では ICT 環境も適切に整備している。アクティブラーニング対応の 204 教室に、電子黒板を設置した。また、福山記念館附置技術研究棟の 1 階と 3 階の各教室に 60 インチの 4K テレビを配備するとともに、福山記念館附置技術研究棟の 3 階の研究棟講義室①と研究棟講義室②には後壁全面にホワイトボードを張り巡らせ模擬授業や学生討論で活用している。

コンピュータ教室 5 つと自由にコンピュータを利用できる COMMUNICATION SPACE・CONCENTRATION SPACE を設置している。

教室・施設に無線 LAN を設置、福山記念館附置技術研究棟の 2 階・3 階エレベーターホール及び芦屋大学本館（5 号館）の 2 階・3 階エレベーターホール・学生ホール・メインの食堂フロアー・図書館閲覧室にて無線 LAN を利用できる環境としている。今後は学生個人のコンピュータも利用できる環境整備を計画的に進める。

令和 4(2022)年度には MicrosoftOffice の包括契約（OVS-ES）を締結し、学生も在学中は個人のコンピュータやスマートフォン等で Microsoft365 を無償で利用できる環境を整えている。令和 4(2022)年度から導入しているポータルの方の更なる利便性を図るために、令和 5(2023)年にアプリの導入を実施、ログインの省略や通知機能等を利用できる事でタイムリーに配信内容を確認できるようになった。これらの ICT 環境整備については、学園総務部が中心となり適切に管理運営している。

3-5-② 図書館等の有効活用

図書館は、大学の教育研究支援のために各学部・学科の専門分野に対応した図書・雑誌の充実及びこれらの情報資源の効果的な管理・運用を図り、学術情報基盤としての役割を果たしている。図書蔵書数は、令和 7(2025)年 3 月 31 日現在、181,414 冊、その内教育学の分野の蔵書数は約 35,000 冊を有している。また閲覧室の座席数は、171 席ある。入館者数は、年間延べ 1,978 人であった。

各学科の教員によるおすすめ図書を紹介した学科コーナーや館長の著作を紹介した館長コーナー、新着本を紹介した新着コーナーを設置し、利用者に興味を持ってもらえるよう工夫した。

選書の際には、教員や学生からのリクエストにも対応し、蔵書構築の充実を図った。図書館利用者数の増加を目指し、次の取組みを積極的に実施した。

- ①図書館をより有効に活用する「論文の書き方」の書籍を展示するコーナーを配置
- ②図書館オリエンテーションでは、「すぐわかる！OPAC の使い方」の冊子を作成
- ③図書館の基本的な利用方法を初年次教育「大学生活入門」において周知
- ④新入生に一冊以上を貸出
- ⑤授業でも活用できる図書館コモンルームを設置
- ⑥図書館閲覧室に自習のできる机と椅子、ソファを設置し環境整備を実施

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

施設設備の利便性については、身体的に特性のある学生への配慮として、スロープ、身体障がい者用のトイレ及び駐車スペース、エレベーターを設置している。バリアフリーの情報を本学のウェブサイトでも公開しており、関係者が円滑に利用できるように配慮している。

可燃性の高い物質を扱う実験室周辺には消火器を配置している。芦屋大学本館（5号館）にある収容人数100人以上の教室を中心に避難経路を掲示し、併せて「芦屋大学防災対応マニュアル」をポータルサイトに掲載し常に確認できるようにしている。本学園の健康管理センターに看護師を配置し、怪我や急病の際には応急手当や医療機関の紹介をしている。さらに自動体外式除細動器（AED）を4台設置し、一週間に一度点検作業を行い、緊急時に備えている。施設の各エレベーターは計画に基づき定期的に点検している。

「芦屋大学防災対応マニュアル」に従って、計画的に避難訓練を実施している。

耐震工事と福山記念館球技場の空調施設の入れ替えについては、令和7(2025)年度より着手する。

【基準3の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生の受入れにおいては、教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、周知している。入学者の選抜も適切な体制のもと厳正に行われており、面接試験や学内で作成した入試問題により、アドミッション・ポリシーに沿った評価と検証が行われている。

学修支援については、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備を行っている。特に支援を必要とする学生へのサービスについても、きめ細かく実施している。また、受講生の多い科目においては積極的にTA等の活用をはじめとする学修支援も導入している。担任制を採り、学生一人ひとりに応じた対応ができるようになっている。

キャリアガイダンスについては、学生部に就職課を設置し、インターンシップをはじめとするキャリア教育の支援体制を整備し、就職・進学に対する相談・助言体制も適切に運営している。

教育相談所や学生健康管理センターが中心となり、支援を要する学生をフォローする取組みを進めている点や、学生個々に合わせた就職指導を行っている点は長所といえる。

学修環境の整備は適切に行われている。図書館には専門書をはじめとする蔵書があり、閲覧席も確保されている。実習を行う授業に必要な実習室が配置され、実習器具も準備されている。コンピュータ教室をはじめ、学生が自由にコンピュータを使えるCOMMUNICATION SPACE、CONCENTRATION SPACEを設けて、有効に活用している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学・学部の各アドミッション・ポリシーについて、審議する主体を明確にする必要がある。教職協働による学生への学修支援に関する方針が明確でない点は課題である。現状は各部署の対応に任されているが、大学としての方針に基づいた学修支援や生活支援、就職支援等の方針を策定する必要がある。経済的に修学が困難な状況にある学生への経済的支援制度も、充実する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 5(2023)年 11 月に受審した大学機関別認証評価での指摘を踏まえ、令和 6(2024) 年 10 月に実施された内部質保証推進会議において、【表 2-3-1】の内容が検証された。

定員の充足率は重要な課題であり、入試方法の見直しを行う予定である。

令和 8(2026)年度入学生募集において、様々な制度を導入する。具体的には、総合型選抜では AO 入試に 4 つの新方式を導入し、エントリーにおける選択肢を拡大する。スポーツ・芸術文化入試では出願資格から評定基準をなくし、実績・実技試験を中心に評価する制度に変更する。芸術文化では動画審査を導入し、実技試験をオンラインで受験することが可能にする。学力試験を実施する学校推薦型選抜 指定校推薦入試と公募制推薦入試、一般選抜 一般入試において、得意な 1 教科を選択して受験できるようにする。

遠方からでも受験しやすいよう、Zoom でのオンライン面接（総合型選抜 AO 入試は面談）を選択できるようにする。オープンキャンパスでは、兵庫県・大阪府からの参加者についても交通費補助制度の対象とする。

令和 7(2025)年には、学内環境の整備として、記念館の一部施設の空調設備整備及び LED 化、学生ホールと芦屋大学本館（5 号館）通路の壁紙補修を行う予定である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神に基づく本学の使命・目的を踏まえ、大学・学部・学科それぞれで策定し、次年度の学則カリキュラムを検討する際に毎年検証を行っている。ディプロマ・ポリシーは各学科会議で審議された後、教務委員会を経て芦屋大学運営会議において決議され、学部教授会で報告される。アドミッション、カリキュラムの各ポリシーと併せてディプロマ・ポリシーは本学のウェブサイト、『学生便覧』、入学前教育で配布する冊子、履修登録説明会や学内掲示板への掲示などを通して、幅広く且つ積極的に学内外に公表し周知している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知、厳正な適用

【学部】

本学では、教育の理念・目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、単位認定、進級、卒業認定に関する各基準を「芦屋大学学則」第 5 章に定めている。これらの基準は、『学生便覧』を通じて入学時に全学生へ配付するとともに、本学のウェブサイト上でも公開し、学生本人だけでなく保護者や高等学校関係者も閲覧できるようにしている。

また、年度初めの履修登録説明会では、卒業要件や成績評価の方法などを詳細に説明し、学生への周知徹底を図っている。各授業科目の成績評価方法と基準は「WEB シラバス」に明記されており、学生は履修前に確認できるようになっている。

進級に関しては、2 年次終了時点で修得単位が 24 単位未満の学生には留年措置を講じており、定期試験の受験に関する規定も『学生便覧』に明記し、説明会や授業、担任の指導を通じて周知し、厳正に運用している。

学修成果の客観的指標として「GPA による成績評価」を導入しており、学生は各学期の成績表で自身の GPA を確認できるようにしている。また、GPA の基準による「CAP 制」を導入しており、GPA1.5 未満の学生は、次の学期に 18 単位を超えて履修登録することができないことになっている。GPA は履修管理や学修意欲の向上に資するほか、特待生や奨学金の選考基準としても活用されており、その旨は『学生便覧』に明記して周知している。

卒業判定については、在籍期間を満たし、所定の授業科目を履修し必要単位を修得した学生に対し、学部教授会の議を経て厳正に認定している。

このように、本学では、策定した基準を多様な媒体を通じて周知し、法令及び学則に則り、厳正に適用する体制を整備している。

【大学院】

大学院においても、単位認定、進級、修了認定に関する各基準を『大学院便覧』の「芦屋大学大学院学則（抄）」第3章に明記している。また、年度始めに履修登録の説明会及びガイダンスを行い、修了認定の基準を周知している。その際、教員と職員の連携のもとで大学院生の単位修得状況を把握し、履修指導と研究指導の修学支援を実施している。成績評価についても、「WEB シラバス」の科目別授業概要に「成績評価」の方法と基準を明記し周知している。

大学院における修士論文及び博士論文の審査方法と基準については「学位論文の審査方法と基準」として厳格に定め、本学のウェブサイト及び『大学院便覧』において公表している。

前期課程においては、1 年次に修士論文の中間報告を公開発表形式で実施し、2 年次には主査1名・副査2名による口頭試問を伴う仮審査を経て、本審査に至るまで継続的かつ丁寧な指導を行っており、本審査後は大学院委員会にて論文審査結果を報告し、単位修得や論文の可否、学会等での研究活動の評価を踏まえて学長が修了を認定するなど、大学院においても組織的に策定された認定基準に基づき厳正な運用がなされている。

後期課程においても、博士論文の指導体制は修士課程と同様の枠組みで実施されているが、標準修業年限内に論文を完成できず満期退学となる事例もあるため、仮論文の提出を促し、主査1名・副査2名による集中的な指導を通じて学位取得を支援しており、本審査通過後には学内教員・院生を対象とした論文発表会を実施し、大学院委員会での審議と学会活動・著作等の実績を加味したうえで学長が博士学位の授与を認定しており、近年増加傾向にある論文博士についても、課程博士と同様の基準に準じた審査・指導が行われている。

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」「基準項目 4-2 を満たしていない。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の学部学科・研究科のディプロマ・ポリシーを実現するために、カリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づく教育目的を踏まえて策定している。カリキュラム編成は、基礎教養科目から専門教養科目の学部共通開設と各学科開設科目の必修及び選択科目を体系的に配置し、学科別の履修系統図において、学びの段階が把握できるように明示している。

また、大学のカリキュラム・ポリシー「知的発達・身体的発達・社会的発達を人間力の

向上と捉え、建学の精神と実践綱領に則り、初年次から一人ひとりの学生を支援する教育体制を整える。これを踏まえて専門的知識の修得・行動力・思考力・判断力・技能・問題解決力を身に付け、個性と長所を発揮する力を養成できる教育課程を編成する。」を基準として、学部・学科それぞれのカリキュラム・ポリシーへ展開されている。

作成されたカリキュラム・ポリシーは、『入学前教育課題』冊子に掲載しているほか、全学生に『学生便覧』とともに配布され、ガイダンスや毎年の履修登録説明会を通して周知している。学外に対しては、本学のウェブサイトの情報公開により周知している。また、カリキュラム・ポリシーの策定については、毎年各学科において次年度の学則カリキュラムを検討する際に、見直しが行われている。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、専門知識の習得とそれを生かす力を重視している点で一貫している。各学科のディプロマ・ポリシーとして、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向」「統合的な学習経験と創造的思考力」を定めているが、これらの能力を身に付けるためのカリキュラム編成方針がカリキュラム・ポリシーである。

さらに、専門知識を身に付けるための専門教養科目が学部・学科で配置されるだけでなく、ディプロマ・ポリシーに定める4つの能力を身に付けるため「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を1・2年次に設定している。3・4年次に研究や調査を行う場である「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「卒業論文」も必修化されている。

本学のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、建学の精神に基づく使命・目的を踏まえ策定されており、一貫性が確保されている。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【学部】

本学では、学部・学科のディプロマ・ポリシーに合わせてカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を体系的に編成している。

【臨床教育学部教育学科】

教育学科のカリキュラム・ポリシーでは「1・2年次には専門領域を学ぶにあたって知っておくべき基本的な知識を修得する科目を履修する他、基礎教養科目、学部共通科目、及び外国語科目、保健体育科目を履修する。3年次にはゼミ（演習）を選択し、一人ひとりが学問的課題を設定し、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の基礎を身に付ける。また、主に専門教養科目を履修し専門性を深めていく。4年次には必須である卒業論文の作成に取り組むことを通して、主体的に研究すること、偏見無く多面的論理的に課題に取り組むこと、成果を適切に表現することを学ぶ」となっている。

この学びを実現するための1・2年次の「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」での活動を取り上げると、1) 学科教員が推薦する図書についてまとめた『読書案内』を作成し、1年生に配布し読書の推進を図った。2) 卒業生を外部講師として招聘し、将来の就職活動に繋げるための講話を行った。3) 2年次に、卒業研究に向けてグループで調査した内容についてのポスター作成と発表を行わせた。4) 基礎学力の定着を目的と

して取組んでいる e ラーニングシステム「A ドリル」を令和 5(2023)年度も活用し、確認テストにおいて全単元 70 点以上を目標として、すべての学生の取組み状況を明らかにし、細やかな指導を実施した。5) 専任教員の授業のみであるが、後期よりカリキュラムマップを作成し授業とカリキュラム・ポリシーの関係を学生に明示した。

さらに「専門演習Ⅰ・Ⅱ」での活動についても、教員を志望する学生を対象とした中学校訪問（インターンシップ）、スポーツ実験施設体験などの体験型学習を行い、学生の主体的な学びを促し、専門知識の習得とその活用方法についても身に付けていけるような活動を積極的に取り入れている。

以上、本学科における体系的な学びを可視化するために、履修系統図を作成し学生に提示している。

【臨床教育学部児童教育学科】

臨床教育学部児童教育学科では、本学科の特徴である少人数制を最大限に活かし、単に教員免許や保育士資格の取得を目指すのではなく、卒業後に学校園現場で即戦力として活躍できる人材の育成を目指している。そのため、ディプロマ・ポリシーに掲げる「子どもの心身の発達に関する幅広い知識」と「教育・保育に関する専門的知識」、「現場で必要とされる実践力」と「コミュニケーション力」、「教員、保育者としての態度・志向」を獲得するためのカリキュラムを策定している。

幼児教育コースでは、1 年次に芦屋大学附属幼稚園で「保育体験実習」を行い、園児と触れ合い、保育者の姿を間近に見学することで、学びの高揚を図っている。また、2 年次に「子どもの理解と援助」「保育内容Ⅱ（人間関係）」の授業の中で、芦屋大学附属幼稚園にて絵本や運動ゲーム遊びなどの発表を行っている。これにより、3 年次の実習に向けたモチベーションを高めるとともに、子どもの前に立つことの意義を実感し、指導案の書き方やその重要性について学ぶ機会としている。

初等教育コースでは、2 年次に「学校インターンシップ」を実施し、芦屋市立小学校で毎週 2 時間、小学校の授業を参観するだけでなく、実際に子どもの支援することを通して教師の仕事を模擬体験し、大学での学びと学校現場での学びを繋げ、教員としての資質・能力の育成を図っている。

2 年次「キャリアデザインⅡ」では、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校、施設での実習の経験を先輩から聞く「実習報告会」や、本学を卒業して幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校に勤務している先輩から話を聞く「卒業生に学ぶ」をシリーズで開講している。学校園で活躍する先輩から仕事の話聞き、在学中にしておくべきことなど具体的なアドバイスを受けることで、教員や保育者になる目標をより明確にする機会となっている。

令和 6(2024)年度も、幼児教育コース、初等教育コースともにカリキュラムのスリム化、学年配当科目の平準化を図った。

【経営教育学部経営教育学科】

経営教育学科のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成として、「1・2 年次には専門領域を学ぶにあたって知っておくべき基本的な知識を修得する科目を履修する他、基礎教養科目、学部共通科目、及び外国語科目、保健体育科目を履修する。3 年次

には「専門演習Ⅰ」を選択し、一人ひとりが学問的課題を設定し、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力の基礎を身に付ける。また、主に専門教養科目を履修し専門性を深めていく。4年次には必須である卒業論文の作成に取り組むことを通して、主体的に研究すること、偏見無く多面的論理的に課題に取り組むこと、成果を適切に表現することを学ぶ」となっている。この学びを実現するための1・2年次の「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」での活動を取り上げると、1) 学科教員が推薦する図書についてまとめた『読書案内』を作成し、1年生に配布し読書の推進を図った。2) 卒業生を外部講師として招聘し、将来の就職活動に繋げるための講話を行った。3) 2年生に、卒業研究に向けてグループで調査した内容についてのポスター作成と発表を行わせた。4) 基礎学力の定着を目的として、入学前教育のeラーニングシステム「Aドリル」を令和6(2024)年度も活用し、すべての学生の取り組み状況を明らかにし細やかな指導を実施した。5) 専任教員の授業のみであるが、後期よりカリキュラムマップを作成し授業とカリキュラム・ポリシーの関係を学生に明示した。現在、本学科における体系的な学びを可視化するために、履修系統図を作成するとともに、コース科目や学部内の学群を8科目程度にまとめ、それらをユニット化して「なりたい自分」への学びの見える化を進めている。

4-2-④ 教養教育の実施

教養教育を充実させるために本学では基礎課程検討委員会を設置している。基礎課程検討委員会の趣旨は、基礎教養科目の教育効果、効率性を高めることを目的とし、各学科と連携し、基礎教養科目及び学部共通科目の設置運営を行うことである。令和5(2023)年度より基礎課程検討委員会を活動再開させ、令和6(2024)年度から基礎教養科目の刷新を行った。令和6(2024)年度からは、基礎教養課程科目を「自然科学分野」「社会科学分野」「人文科学分野」「各学科が必要と考える基礎科目」の4分野に分け、学問をカテゴリー化し、各分野に3科目設定し、体系的に履修できるようにした。

具体的には、「自然科学分野」には「生物学入門」「数理入門」「物理学入門」を、「社会科学分野」には「社会学入門」「経済学入門」を、「人文科学分野」には「倫理学入門」「心理学入門」「哲学入門」を、各学科が必要と考える基礎科目には「スポーツ教育学入門」「経営学入門」「児童教育入門」を設定した。また、少人数制大学の特色を活かすため、各科目の履修人数の上限を60人とし、前後期実施した。

令和6(2024)年度の基礎教養科目の実施状況としては、「社会科学分野」が2科目となっており、令和7(2025)年度の課題として残っている。令和6(2024)年度の基礎課程検討委員会で「社会科学分野」に「教育学入門」を加えることとした。また、履修人数の上限については、開講日や学生の志向などの理由により、受講生数に偏りが生じた。そこで、基礎課程検討委員会では担当教員の意向を確認し、令和7(2025)年度から受講生数の制限を無くす科目と、60人を上限とする科目を設置することにした。

また、外国語科目、グローバルラーニング科目群についても検討が必要であることから、語学を担当する専任教員にも委員会への出席を求めた。改革担当者が素案を本委員会に提出、本委員会です承する形をとることとなった。

これまでの外国語科目の改変については、令和4(2022)年度に抜本的に改革を実行し、おおむね問題なく履行することができた。令和6(2024)年度開講に向けて、必修の「A」・

「B」科目以外の英語科目の改変を行った。改変の趣旨は必修の「A」・「B」科目の次の段階である、中級レベルの科目群を設置することであり、「読む・聞く・書く・話す」の4技能に加え、各学科・コースからの要望に応える形で科目設定を行った。加えて、プレゼンテーション能力、ディベート、ディスカッション能力の向上に特化した科目も設置した。外国語科目の多くは開講年次を1年次とし、学ぶ機会を広げた。グローバルラーニング科目群としては、広くグローバル社会でリーダーシップを発揮できる人材育成を目的とした異文化理解、異文化共生、留学準備、留学事後指導などに対応する科目を新たに設置した。同時にそれらの科目は令和6(2024)年度から開設した副専攻「グローバル・スタディーズ」コースの推奨科目となっている。

また、近年受入留学生が増加していることから、日本語能力の向上も課題となっており、日本語カリキュラム及び取りまとめをする人材についての検討を行った。

今後の課題としては情報科目の体系化、学部共通科目の外部資格による単位の認定基準の策定などである。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

【学部】

教授内容や方法の工夫・開発・改善については、各学科会議・コース会議での検討のほか、FD委員会が中心となってFD研修を実施し、組織的な取組みを行っている。

【臨床教育学部教育学科】

学科全体での取組みとしては、学生情報について様々な視点から状況を把握する取組みを実施した。1) クラス担任が退学者の退学に至るまでの経緯や退学理由について調査し「退学者面談シート」を作成し、学科教員が共有しているサーバーにデータを保管し、退学者に関わる情報の収集を試みた。2) 1年次及び2年次を対象に学生の個人情報や成績に関する情報を含んだ「学生カルテ」をエクセルファイルにて作成し、学科教員が共有しているサーバーにデータを保管した。このことで学生の情報を教員がすぐに入手できるようになり、学生指導に活用できることが期待される。3) 学科独自の「学修ポートフォリオ」も策定し、各コースが設定する推奨科目の成績を確認できるようにした。また、学生自身が「カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを踏まえて今期の授業で身に付いたと感じている力」を記入することで、成長を自覚できるようになっている。今後、学生個人の学修成果が可視化できるような工夫を行い発展させていく予定である。

さらに教育学科では、授業改善と教員による相互研鑽を目的とした公開授業を実施し、参加した教員間で授業方法のノウハウについて情報共有を行い、今後の授業改善や教育力を高める取組みを毎年実施している。また、ボランティア活動による社会貢献を通じて、自主性や主体性を育み、人や地域との繋がりを深める活動も重視している。その一環として神戸マラソンや学校現場におけるボランティア活動を実施した。とくに本学科は、教員免許取得希望者が多数在籍することから、学校現場におけるボランティア活動を通じて、教員としての資質能力の育成を目指した。

【臨床教育学部児童教育学科】

「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」の具体例として、「児童教育学総論Ⅰ」では、毎回授業後半に課題を出し、小グループによる討議、その後全体発表を行い、学生の学びを深めた。「生徒・進路指導の理論と方法【初等】」においては、学生が受け身となる授業スタイルではなく、実際の学校現場で起こった事例を紹介し、その事例について学生が主体的に課題に向き合い、自分の考えを付箋にまとめ、大きな画用紙にその付箋を貼り、グループで意見交流する活動や調べたことをパワーポイントにまとめ発表・協議する授業を行うことで、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）の授業を実現した。また、現場で子どもたちとの関わりを通して学ぶ機会として、「子どもと音楽」では芦屋大学附属幼稚園に出向き、手作り教材を使った歌唱活動を実践した。

教育実習や保育実習の事後指導では、実習で学んだことだけでなく、今後、卒業までにどのように学びを深めるかについての発表も行った。

また、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校、施設での実習経験を下級生に語る「実習報告会」を実施したほか、幼稚園、保育所、施設、小学校、特別支援教育実習については振り返りを模造紙にまとめ、学内に掲示した。学内掲示板を利用した学修成果の発表は、学内外への情報発信にも繋がった。

1月下旬に卒業論文発表会を実施し、各ゼミの代表が研究成果を発表した。令和6(2024)年度は、4年生だけでなく、2年生、3年生も多く卒業論文発表を聞くことができ、学生が今後の卒業研究に向けての参考とすることができた。

大学での授業以外の取組みとしては、令和6(2024)年度も大阪府や兵庫県の教育委員会と連携し、小・中学校の学校行事（自然学校や修学旅行）の引率や「学童保育」など、体験を通して子どもとの関わりを学ぶ機会を学生のニーズに合わせて提供した。

ゼミ単位では、宝塚市の障がい児イベントに参加し、障がいの程度に合わせた子どもへの援助を模索し、多様な保育施設を見学することで、保育者、教育者としての意識を涵養させる機会をもっている。

児童教育学科では、複数免許・資格の取得を希望する学生が多いことから、学科独自の教育課程一覧表を作成し、学生が計画的で着実な履修ができるよう支援している。

保育士課程では複数回の実習が必要となるため、『保育実習・幼稚園教育実習ハンドブック』を毎年改訂し、学生に配付するとともに、きめ細かな指導を行っている。

学科会議では、学生の情報を学科教員全員で共有し、きめ細かいサポートを行う体制を整えている。

1年次の「学生生活入門」「キャリア基礎」、2年次の「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」の授業は複数名の教員が関わり、学生対応や授業計画についても綿密な打ち合わせを行い、少人数制ならではの指導を行っている。

なお、臨床教育学部では、毎年度末に『教育ジャーナル』を発行し、優秀卒業論文抄録、学生による実習報告など、学生の学修成果を紙面と本学のウェブサイトにて公開している。

【経営教育学部経営教育学科】

経営教育学科全体で、教授内容や方法の工夫・開発・改善について取り組んでいる。1) クラス担任が、休学・退学に至るまでの経緯や理由について本人及び保護者にヒアリングを

行い、その内容を毎月の学科会議で専任教員間で共有している。2)「大学生活入門」「キャリア基礎」「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の担当教員は、対面で出欠状況を確認し、学修支援や就職・進路指導を行っている。さらに、教員免許取得希望者については、教職支援課と連携して「履修カルテ」を確認し、学びの可視化と教員としての資質能力の育成を図っている。

経営教育学科でも、1月下旬に卒業論文発表会を実施し、各ゼミの代表が研究成果を発表した。令和6(2024)年度も例年通り、1年次の「キャリア基礎」・2年次の「キャリアデザイン」の講義内で実施し、4年次の6名が卒論発表を行った。発表会には1年生から4年生まで多くの学生が参加している。

また、経営ビジネスコースのゼミ活動として、令和4(2022)年度から Project Based Learning (以下「PBL」という。)を継続的に実施している。PBLは、学生が現実の社会課題に取組み、経営学での学びを実践に結びつけることで、問題解決力を養うことを目的とする。令和6(2024)年度は、社会福祉分野における人材不足の解消を目的として、一般社団法人社会福祉経営全国会議と連携し、「若者に効果的に訴求するメディアコンテンツの作成」をテーマに取組んだ。これにより、学生が現代社会の重要課題に向き合い、創造的な解決策を自発的に模索する貴重な経験となった。こうした経営ビジネスコースでの取り組みは、少人数での討議や教員による直接指導が可能となり、より深い学びとなっている。

4-3 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、アセスメント・ポリシーを令和3(2021)年4月に策定した。このポリシーは機関レベル（大学レベル）、学部学科レベル（学位プログラムレベル）、授業レベルで設定し、三つのポリシーに対応するよう機関レベル（大学レベル）では「入学前・新入生」「在学生」「卒業時・卒業後」の区分を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では「入学後」「在学中」「卒業判定・卒業時」の区分を置いている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果としては、機関レベル（大学レベル）では学位授与率、卒業判定、標準修了年限内の卒業率、進学率、就職率、卒業時アンケート調査、卒業後アンケート調査を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では、資格・教員免許取得状況、卒業単位修得状況、卒業論文評価を、それぞれ検証のための指標にして点検することになっている。

卒業判定会議は学部教授会で行われ、すべての専任教員が修得単位数を含め情報共有している。ディプロマ・ポリシーと関連度の高い卒業論文の評価については、令和 3(2021)年 4 月に「卒業論文評価基準の指針」を定め、評価の公平性を図っている。

学位授与数及び授与率は本学のウェブサイト、進学率、就職率等については「IR 報告書」に記載され、各学科の IR 委員が学科会議で報告し、学科会議で課題について検討がなされている。

カリキュラム・ポリシーを踏まえた学修成果としては、機関レベル（大学レベル）では GPA・成績分布表、休学率、退学率、学生生活・学修に関する調査を、学部学科レベル（学位プログラムレベル）では、履修登録状況、出欠状況、修得単位状況、進級状況を、授業レベルでは各授業の到達目標、成績評価、学生授業評価アンケート調査、出欠率を、それぞれ検証のための指標にして点検することになっている。

GPA の適切な運用のため、「成績評価における『GPA 等』の客観的な指標の算出について」を令和 3(2021)年 4 月に策定した。GPA を用いた学修状況調査は「学修成果 2022 年報告書（2021 年度）」に公開し、度数分布も記載している。休学率、退学率は「IR 報告書」に記載し、休学者・退学者への対応は、学長主導のもと検討を開始している。学生生活・学修に関する調査は「学修状況調査」にまとめられており、学科で検討する基準となっている。本調査では学生自身による自己評価を数値化している。履修登録状況、出欠状況を教務課が管理し、必要に応じて各担任に伝えている。

4 年間の学修成果を可視化するために、令和 2(2020)年度よりアセスメントテスト（以下「PROG テスト」という。）を導入し、1 年生を対象に実施した。4 年次に再度 PROG テストを実施し、成長の度合いを評価・可視化することを目的としている。PROG テストの結果をもとに 1 年生が作成する『自己探求ノート』を教員間で引き継ぐことで学生一人ひとりの強みと課題を共有し、進級の際に担任が変わっても切れ目なく指導できる体制を強化している。また、ポータルサイトを活用することで各担任が学生個々の状況を把握し、学科内で情報を共有することで、各学生に応じた細やかな指導を行うことに努めている。

授業改善に繋げるための授業評価アンケートはほぼすべての授業科目について、毎年 2 度実施している。教員用アンケートと学生用アンケートからなり、教員の自己評価と学生からの評価が比較できるようになっている。教育学科では学生からの評価が高い教員の授業見学を行い、表彰を行っている。また学科会議で授業への取り組みについても検討した。

教職教育は本学のひとつの柱となっているが、教職課程科目についての学習内容や理解度、教職に関する諸活動を学生が自己点検・評価するための『履修カルテ』を作成させ、教職支援課にて管理している。この『履修カルテ』は学習面・諸活動面それぞれについて、指標に対する到達度を自己評価できる内容としている。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、建学の精神「人それぞれに天職に生きる」に基づく教育の理念・目的及びディプロマ・ポリシー（DP）に掲げる資質・能力の修得状況を適切に把握し、学生一人ひとりの成長を促進するため、様々な尺度・指標を用いて学修成果の点検・評価を行い、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善に繋げる体制を整備している。

学修成果の把握・評価においては、学生の学修状況（GPA、単位修得状況など）、資格取得状況、就職状況、学生の意識調査（学修満足度向上調査など）、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどの多様なデータや尺度・指標を用いている。これらのデータは教学支援部、IR 推進室、FD 委員会が中心となって整理・分析し、分析結果は、IR 委員が学科会議で報告するほか、学部教授会や FD 研修等を通じて教員にフィードバックされ、教育改革の一助とするなど、教育内容・方法の改善に活用している。

また、PROG テストや学修満足度向上調査を実施し、学生の汎用的なスキル測定や成長実感、学修ニーズを把握し、教育改革や教育内容・方法の改善に反映している。

各学科においても、学修成果の把握・評価結果を踏まえた学修指導の改善に組織的に取り組んでいる。例えば、教育学科では、退学者の経緯や理由を調査し「退学者面談シート」を作成し、学科教員が共有することで、今後の指導に生かしている。児童教育学科では、気になる学生の情報を学科全員で共有し、関係部署と連携してサポートを行うとともに、休学中の学生に定期的に連絡し復学支援を行っている。経営教育学科では、学生の学修情報などを共有し、学科全体で学生を支援する体制を整えることで、休退学者の抑止に努めている。

このように、本学では、学修成果の点検・評価結果を教育改善に継続的にフィードバックし、教育の質保証と向上に努めている。

【基準 4 の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育の質の改善に向けて、教育目的と建学の精神を踏まえ、各種ポリシーとカリキュラムの見直しも継続的にを行い体系的な教育課程の編成に取り組んでいる。教授方法の工夫や開発や実施については、授業評価アンケートの結果を踏まえ各学科において多様化する学生に適應できるように、取り組んでいる。

「学生状況調査 2025 年報告書」によると、「2-1-⑱本学では学科毎に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において、身に付ける知識・能力等を 4 つ制定しています。あなたが、「身についた。」と感じる知識・能力等は何ですか？」の問いについて、「総合的な学習経験と創造的思考力」と回答した学生数が、令和 6(2024)年度調査と比べ、どの学年も飛躍的に増加しており、各教員が教授方法を工夫した結果である。今後もこの取組みを続けていく。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

大学・学部のディプロマ・ポリシーについて、審議する主体を明確にする必要がある。

令和 6(2024)年度の基礎教養科目の実施状況としては、「社会科学分野」が 2 科目となっ
てしまい、令和 7(2025)年度の課題として残っている。

様々な視点から学修の成果を評価する方法（学部共通科目の外部資格による単位の認定基準の策定）や科目の体系化を行う体制が確立できていない。また、アセスメント・ポリシーや『履修カルテ』の具体的な運用方法についても課題である。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を明確にすることを目的に、科目ナンバリングの導入に向けて検討を続けてきたが、シラバスに「代表ナンバリングコード」を設け、各授業の系統的な位置付けを学生に明示した。

課題はいくつかあるが、まずは基礎課程科目の改善や、外部資格による単位の認定基準の策定と具体的な運用方法について取り組んでいく。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は大学の教育及び研究の全般を管理し、本学の管理運営についての主要な会議体（学部教授会や芦屋大学運営会議等）において、学内の意思を決定する際に中心的役割を果たしており、教学の責任者としての任務を果たし、リーダーシップを発揮している。

学長は教学の代表であり、理事会の構成員でもある。令和 5(2023)年度より副学長も理事会の構成員となり、大学に関する審議事項を諮問し、理事会に対して説明や発議を行うなど、学校法人と大学を繋げる十分な役割を担っている。また、理事会の方針や決定事項についても芦屋大学運営会議（以下「運営会議」という。）や学部教授会で情報共有を積極的に行い構成員の理解や意思統一を行っている。

学部教授会、そして各学科で開催される学科会議を通じては、教学組織及び事務組織の業務が附議または報告されるため、学長の意思決定やリーダーシップが十分に浸透できるようになっている。学部教授会では専任講師以上の専任教員全員が構成員であり、各事務部門の部長もアドバイザーとして参加し、教職協働における情報共有に努めている。各学科会議では助教を含めた専任教員全員が構成員である。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

学長の校務は「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」第 6 条に定められ、本学の校務についての最終的な決定権は学長にある。運営会議及び学部教授会を通じ、全学の意思統一を図りつつ、目的達成に向けた教育研究活動をリードできる体制を整えているとともに、業務執行を進めていく上で必要な企画や学内の意見聴取を行うために、その補佐として副学長 1 人を置いている。「副学長に関する規程」第 2 条において、「学長を補佐し学長の指示に従って学長の業務を代行する。」と明記されている。

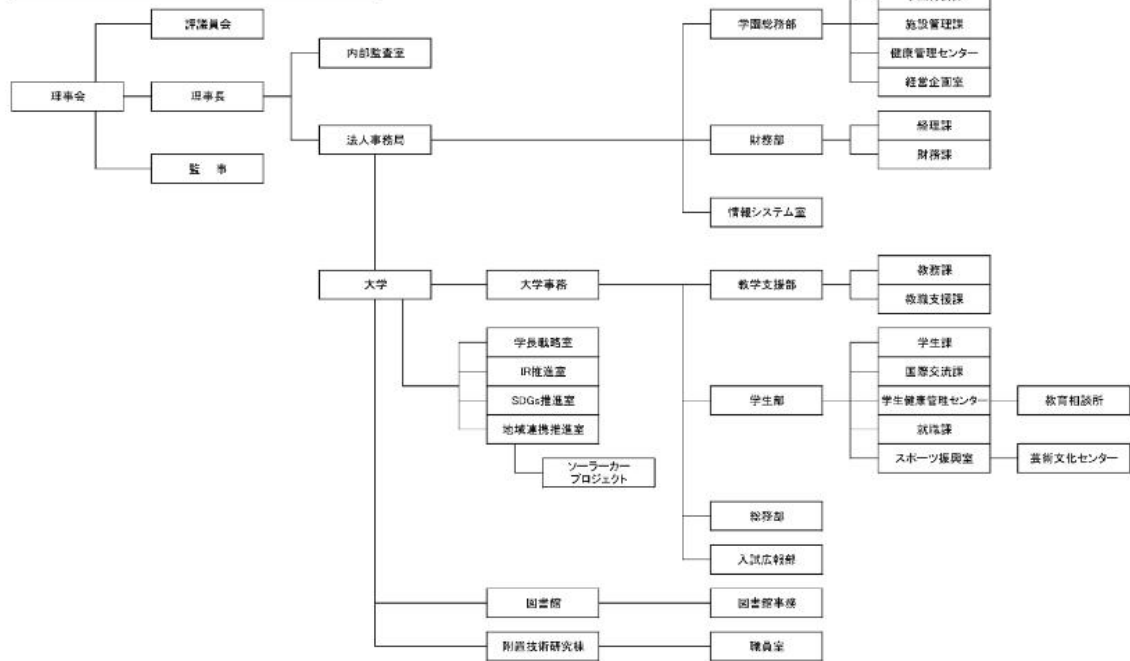
また、運営会議は、各部署で立案、決定した内容の報告を行い、教職員の共通理解を深め、学内運営を円滑に推進し、学長自らが委員長となり、副学長、学部長、学科主任、事務部門の部長以上の者で構成されている。運営会議では本学運営の重要事項を協議し、学部教授会の議題を整理している。

運営会議や学部教授会のほかに、使命・目的を達成するため専門的な事項を検討する各種委員会が設置され、学長がその委員を任命している。各種委員会での検討結果は、委員長等から運営会議に提案あるいは報告される。各会議体へ付議するフローは学科会議、教務委員会、運営会議、学部教授会の順とし、責任の明確化を行っている。

【図 5-1-1】 芦屋大学教学組織図

令和6（2024）年度

学校法人芦屋学園 事務組織図



芦屋大学 教学組織図



5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学園は、その使命・目的を具体化していくため、必要な組織を置き、「学校法人芦屋学園事務職員等資格審査規程」に基づいて適切に職員を配置し、業務分掌や役割の明確化は、「学校法人芦屋学園事務組織規程」と「芦屋大学事務組織規程」に基づいて整備され、学長の統括のもと、事務組織全体にわたり、系統的に構成している。事務組織のワークフローと責任の明確化に努めるため、各事務部署には、部長、次長、課長、室長、課員の職階を設け、意思決定がスムーズに図られるよう運営に努めている。

大学の事務組織には、学修や厚生補導など学生の支援を行う窓口として、教学支援部・学生部を一室にまとめ設置しており、学生生活や履修、成績、学籍管理などを担当している。また、留学生窓口として国際交流課や教員免許取得の支援部署として教職支援課も同

じエリアに設置し、部署間での連携を取りやすく、機能的に学生支援が行える組織体制を整えている。学生募集の入試広報部は入学試験委員会と連携を取りながら入試運営を行い、キャリア支援を行う就職課も、自部署企画のセミナー以外に、教員と協働を図りながら、ゼミの時間を有効的に活用する支援体制を整え実践している。

法人事務局の学園総務部と大学の総務部も一室にまとめ設置し学長室も隣接しているためより連携を取りやすく整えている。

教育研究活動は総務部が管理運営を遂行している。

職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用されている。

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

大学設置基準第 10 条に基づく必要な教員数は臨床教育学部教育学科が 6 人（うち教授が 3 人以上）、臨床教育学部児童教育学科が 6 人（うち教授が 3 人以上）、経営教育学部経営教育学科が 10 人（うち教授が 5 人以上）である。各学科では、それ以上の教員数を確保及び配置し、教授の人数を満たしている。大学院教育学研究科においても教育学専攻では、指導教員 3 人と指導補助教員 3 人、技術教育専攻では、指導教員 3 人、指導補助教員 2 人を設置基準に則り確保及び配置している。したがって、本学では教育目標に基づき設定したカリキュラム・ポリシーに則った教育課程を運用するのに必要な教員を確保・配置している。

また、採用や昇任などについては、「芦屋大学運営会議規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程」「芦屋大学教育職員資格審査規程細則」「芦屋大学大学院教育職員資格審査規程」に基づいて、厳正に審査され、申請資格の適格性が判断される。

教員採用について、学長は発議でき、学部長は学長の承認を得て発議できる。教員の定年を含む欠員の発生を想定し、幅広い科目担当が可能な教員を公募しており、候補者の教育能力や研究能力はもとより、本学の建学の精神を理解し、教育目的ならびに教育課程に即した授業が行え、併せて学生指導ならびに行政業務等に積極的に参加していけるかどうかも重視している。

昇任について、教学運営上の必要に応じて各学部長が学長に昇任申請を行い、教育職員選考委員会において大学設置基準、要員管理及び大学運営の観点から妥当であると判断した場合に、候補者の業績審査及び選考委員会の審議を経て昇任候補者を決定し学長が理事長に上申し、理事長が決定・任命している。

教員の確保と配置については、大学設置基準第 3 条ならびに第 4 条の基準を満たし、こ

れら教育研究組織における専任教員数は大学設置基準第 10 条ならびに 13 条、14 条、15 条、16 条の基準を満たしている。また、大学院の教育研究組織の専任教員数は大学院設置基準第 9 条の基準を満たしている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

平成 19(2007)年に、教育・研究の環境ならびにカリキュラム及び授業の内容・方法の改善のため、教職員の継続的かつ組織的な取組みを推進することを目的（芦屋大学 FD 委員会規程第 2 条）として、FD 委員会が設定され、定期的に研修が行われている。専任教員に対して研修会への参加は義務付けしている。授業等でやむを得ず参加できない教員のため、研修内容は学内専用サイトよりオンデマンドで受講できる体制を整えている。研修実施後にはアンケートを実施し、研修効果を確認し今後の研修内容と FD 委員会の活動の方向性を検討する資料としている。

令和 6(2024)年度は、「ハラスメント研修」「留学生への対応」というテーマで、SD 推進委員会と合同で開催した。近年、我が国で多数の大学においてハラスメントによるトラブルが発生していることから、本学では全教職員のハラスメント防止に関する意識を高める目的で実施した。また、令和 7(2025)年度より、これまで以上に様々な国から多数の留学生を受入れるため、留学生への対応を目的に実施した。【表 5-3-1】

【表 5-3-1】FD/SD 研修

回	開催日	研修テーマ	概要等
第 1 回	令和 7(2025)年 2 月 18 日・19 日	ハラスメント研修	障がいを持つ学生の特性を理解し、ハラスメントにならないアプローチの仕方について学ぶ。（様々な事例から、適切な対応方法について学ぶ。）
第 2 回	令和 7(2025)年 3 月 19 日	留学生への対応	留学生（在学生）の様子・指導に関する課題・就職の求人（動向）等に関する情共有する。そして、課題の解決に向けてディスカッションする。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の能力開発については、「芦屋大学（SD）実施方針」ならびに「芦屋大学スタッフ・ディベロップメント（SD）推進委員会規程」を定め、教学支援の観点より職員の資質・能力向上のために、FD 委員会と連携して研修会を計画・実施している。令和 6(2024)年度は、FD 委員会と合同で「ハラスメント研修」「留学生への対応」というテーマで、研修会を実施した。【表 5-3-1】

学外の企業や行政機関等が主催する研修会や大学コンソーシアムひょうご神戸の研修会などの、オンラインや対面で開催する研修を取りまとめ、学内グループウェアに掲載し全職員に対して関連するメールを送信するなどし、職員自身が担当する業務から啓発意欲を向上させられる取組みを行っており、各部署長には、職員が学外を含む啓発活動に関連する研修に積極的に参加できるように働きかけるなど、教職員が必要に応じて学外の SD 研修への参加を促進する体制を継続している。

また、研修によるものとは別に、「芦屋大学事務職員目標管理制度に関する規程」を制定し、職員個人による業務の PDCA を行わせることで、職員の資質・能力の向上と勤務意欲の増進を図るとともに、将来的には人材育成等に有効に活用させ業務能率の向上と組織活性化を目指す取組みを始めた。

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

専任講師以上の教員、特任教員に研究室が与えられ、助教には数人で使用できる共同研究室を用意している。研究環境の整備については、空調、コンピュータ、プリンター、ネットワーク環境、本棚等、教育・研究に必要な備品を設置し、研究を支援している。研究室は、少人数であればゼミ等の授業にも対応が可能である。教員の研究室以外では、コンピュータとプリンターを設置した大学院生用の共同研究室を充当し教育研究の環境を整えている。

また、教員の研究支援体制として、総務課と FD 委員会で全面的にバックアップする体制を取り、科学研究費助成事業、外部資金等の公的研究費の獲得を奨励している。具体的には、大学独自で作成している研究倫理教育のガイドブックの配布、公募研修会の実施、公募に関する情報等の周知、学内外の研究申請及び執行にかかる手続きが挙げられる。

教員への研究に係る図書館での書籍の貸出については、原則貸出期間は設けられているが、場合によっては長期にわたり貸出を可能とし、研究を円滑に遂行できるようにしている。

【表 5-4-1】研究活動の支援及び研究倫理に関する講習会等実績

（単位：人）

日程	内 容	参加者数
7/12	研究倫理・公的研究費公募説明会	38
7/22～9/13	科研費電子システム使用説明（応募者個人対応）	10
7/22～9/13	研究計画調書作成説明（応募者個人対応）	5
7/22～9/13	研究インテグリティ説明	15
※公的研究費の公募等、個々の教員から依頼があった場合、随時対応をしている。		

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究活動に係る責任・管理体制の明確化を図るため、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき、研究費の不正使用を防止するための取組みの強化、研究コンプライアンスの責任体系を明確化し、諸規程を体系的に整備するとともに「芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」及び「芦屋大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範」等の研究倫理に関わる諸規程に則り、研究活動上の不正行為に関わる告発窓口を法人事務局、手続きに関する相談窓口を総務課にて受け付ける体制を、本学のウェブサイトを通じて周知・公表を行い、厳正な運用が行われるよう管理運営を実施している。

また、令和6(2024)年度においても公的研究費の管理・運営に関わる当該年度受講対象者の研究者及び事務職員、大学院生へ研究倫理教育、コンプライアンス教育として、独立行政法人日本学術振興会が提供している「研究倫理eラーニングコース」の受講と、修了証書の提出を課した。

さらに、公的研究費採択者、研究に係る事務職員には毎年誓約書の提出を義務づけている。毎年夏期には学部教授会において、「研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止について」の研究倫理に関わる説明・個々の教員へ周知徹底を行い、科学研究費助成事業採択者には、教員個々に科学研究費助成事業のガイドラインの配布と取扱いを説明し、学内研修も実施している。学部生、大学院生を対象に「学生のための研究倫理教育ガイドブック」を配布、担当指導教員による指導を行い、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。

【表 5-4-2】研究倫理に関する規程及び目的

規 程	目 的
芦屋大学・芦屋大学大学院における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針	適正な運営及び管理を行うために必要な方針
芦屋大学・芦屋大学大学院の公的研究費の使用に関する行動規範	適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

5-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、研究活動に円滑に取り組めるよう研究費の支出に必要な手続きや注意事項等を定めた「芦屋大学教員個人研究費規程」に沿って、専任教員をはじめ、希望する特任教員

においては研究計画書を提出し、認められた場合に限り特任教員個人研究費の助成を実施している。

個人研究費においては、令和 7(2025)年 4 月の執行に向け、規程の見直しを行った。専任教員（一部特任教員）の職位により配分していた配分方式を変更し、研究活動を加味し、研究活動の活性化と一層の研究活動の推進を図るため、ポイント制を導入し、審査委員会の議を経て支給額の決定することとした。新規程を令和 7(2025)年 4 月 1 日より施行するため、前年度である令和 6(2024)年度中に「個人研究費助成申請書」「個人研究費研究計画書」の提出を義務付けた。

【表 5-4-3】令和 6(2024)年度個人研究費支給額（旧規程）

区分	支給額	備 考
＜＜専任教員＞＞		
教授	200,000 円	—
准教授	150,000 円	学長の許可を得たものに限り 200,000 円まで支給する。
講師	150,000 円	—
助教	50,000 円	学長の許可を得たものに限り 100,000 円まで支給する。
＜＜特任教員＞＞		
※上記区分に該当する支給額の 75%を支給する。		

【表 5-4-4】令和 7(2025)年度個人研究費支給額（新規程）

専任教員（教授・助教授・講師・助教）			特任教員 （専任教員の 75%）
ランク	ポイント	支給額	支給額
A	26～	300,000 円	225,000 円
B	21～25	250,000 円	187,500 円
C	16～20	200,000 円	150,000 円
D	11～15	150,000 円	112,500 円
E	6～10	100,000 円	75,000 円
F	1～5	50,000 円	37,500 円
G	0	無支給	

また、教員には研究活動を間接的に支援・奨励することを目的とした個人研究費インセンティブの付与を実施し、さらに大学院生の研究活動の一助となるよう研究補助を実施し、研究の向上を図った。

当該研究費の円滑な研究活動の施行に資するため、総務課の職員が支援を行い、退職者の使用していた備品等を余剰品として総務課で管理し、過去の研究備品を貸出すなど、有効活用を図っている。

また、公的研究費など外部資金の獲得を図るため、研修会の実施、公募案内の周知をするなど努力を行っている。

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

近年の外国人受入留学生の増加に対しては、FD 研修会で外国人受入留学生の様子・指導に関する課題・就職の求人（動向）等に関する情報を共有し、課題の解決に向けてディスカッションを行った。外国人受入留学生支援に関する全学的な取組みを行っている。

また、研究活動の支援と奨励を目的として導入された、インセンティブ付与により公的研究費に関する研修会の参加者数や応募件数も増加し、外部資金の獲得にも寄与している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

法人事務職員と大学事務職員の昇任方針についての規程が見当たらないこと、「芦屋大学スタッフ・ディベロップメント（SD）推進委員会規程」が運営会議（令和 3(2021)年 2 月 10 日）で承認されているが、規程集に反映されていないことが課題として挙げられる。

FD/SD 研修の実施目的を明確にする必要がある。FD は教育内容や方法を改善するための研修であり、SD は職員の資質・能力向上のための研修である。同時に、FD/SD 研修それぞれの「方針・計画」「実施報告書」も必要である。

研究活動に対する RA など人的支援に関する規程が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 6(2024)年度には、「芦屋大学教員個人研究費規程」の見直しを行った。令和 7(2025)年 4 月より施行予定の個人研究費ポイント制により、若手教員の研究活動が活発化することが期待できる。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人芦屋学園では、「芦屋学園寄附行為」（以下「寄附行為」）に則り、各教育機関の設置者が園児・生徒・学生の育成を目的とした学校教育を行うことを規定しており、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

また、教育基本法、学校教育法及び管理運営に関する諸規程に基づき、教職員はこれらを遵守し、学園の秩序を保持しつつ、各自の職責を遂行している。教職員は互いに協力しながら、建学の精神である「人それぞれに天職に生きる」の教育目的の達成に努め、園児・生徒・学生の育成に誠実に取り組んでいる。

さらに、ガバナンス体制の維持・強化を図るため、「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」に基づき、理事会を毎月 1 回以上定例的に開催し、法人の事業推進に必要な重要事項について協議・決定を行っている。加えて、役員協議会も毎月開催し、法人及び各設置校の運営状況を共有しながら、経営改善や組織改革に向けた協議・調整を実施している。

また、「理事会並びにその関連業務の運営指針」に基づき、理事会招集に先立ち、学園運営事務協議会を開催することで、法人事務局と各教育機関との連携体制を強化し、意思決定の円滑化と組織運営の透明性向上に努めている。

教職員の規律・倫理については「芦屋学園就業規則」「芦屋大学 大学倫理委員会規程」を定め、学内に周知している。「芦屋大学 大学倫理委員会規程」では、組織・任務・審議事項及び運営に関して必要な事項を監督している。構成員は、学長・副学長・学部長・学科主任・大学事務長・教学支援部長・学生部長・大学総務部長となっている。また、学長は、必要に応じて有識者、弁護士等の専門家に委員を委嘱することができるようになっており、大学の組織倫理は保持されている。

教学マネジメントに関する指針は、適切に情報公開を行っている。また、内部監査室の設置により、「学校法人芦屋学園内部監査規程」に基づいた監査体制を確保し、法令・寄附行為・諸規程に沿った活動が保たれているかを審議・報告する体制を整えている。

以上のように、学校法人芦屋学園と芦屋大学の運営・経営は、諸規則に基づいて適切に行われており、組織倫理が保たれ、経営の規律と誠実性は確実に維持されている。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、日常的に植栽の管理を行い、緑豊かなキャンパスを保全するため積極的に取り組み、また、各教育機関施設への巡回・点検も日々行われ、安全への

配慮も維持されている。省エネルギー対策の、クールビズや節電への協力に対してのメール、ポスターの掲示、各研究室からの指導等と呼びかけては、環境保全への意識を高めている。

併せて環境負荷の低減を目的として、施設・設備の整備において計画的に校内照明のLED化を進めている。これにより、電力使用量の削減、光熱費の低減、照明機器の長寿命化を図るとともに、持続可能なキャンパスづくりに貢献している。

人権への配慮については、教育活動の推進に必要な規程として、「個人情報保護規則」「公益通報者の保護等に関する規程」「ハラスメント防止等に関する規程」等を整備している。人権意識の向上を目的として、毎年、創意工夫を凝らしたテーマによる人権研修（FD研修、SD研修）を実施し、学生及び教職員を対象とした学内外での研修会を開催している。

安全管理への配慮については、耐震化整備計画を遂行しており、芦屋大学附属幼稚園、芦屋学園中学校・高等学校の耐震化・改修工事を完了させ、大学の耐震工事の計画も進めている。

また、危機管理対策として、大規模自然災害や新たな感染症の流行等に対応するため、危機管理体制の強化を継続的に推進している。具体的には、教職員及び園児・生徒・学生を対象とした避難訓練等の定期実施、ICTを活用した安否確認システムの導入検討を進めている。また、「学校法人芦屋学園衛生委員会規程」「ストレスチェック制度実施規程」「芦屋学園 危機管理規程」に従って各会議、研修会等を実施している。

消防設備の点検は年2回実施され、また、避難訓練も各教育機関で実施し、災害時の避難経路や誘導、消防設備の使用方法的な修得に努めている。有事の際は、園児・生徒・学生には、教職員が避難誘導を行う体制も整えられている。

昨今の異常気象を含む大規模災害や新たなパンデミックなどの発生に対して、本学園の危機管理規程が実態に則しているか、運営上問題がないかを点検し、芦屋学園危機管理マニュアルを毎年検証し必要な箇所は見直しを行っている。

情報管理については、「芦屋学園 個人情報保護規則」「芦屋学園グループウェア利用規程」を定め、学生・教職員に対して個人情報保護の基本方針、遵守事項を周知徹底している。さらに、サーバー、学内LAN、情報演習室、各研究室、事務室等のコンピュータには、セキュリティ対策を強化、充実させ、ウイルスや不正侵入、ハッキング等に対する安全管理への配慮を行っている。

さらに、私立学校ガバナンス改革の方針を参考に、コンプライアンス担当理事や監事との連携を強化し、危機管理マニュアルやガバナンス・コードの適合性を点検するなど、迅速かつ的確な対応を目指している。

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の実現への組織的努力

(1) 6-2の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人芦屋学園では、法人の使命・目的の達成に向けて、意思決定が可能な体制を整備し、機能的な運営を行っている。法人の業務決定権限は「寄附行為」第16条により理事会に付与されており、理事会は理事長の招集により開催され、「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」に基づいて業務決定権及び監督権を遵守している。

理事は、芦屋大学長、芦屋学園中学・高等学校長、評議員から選任された者、功労者、学識経験者など計8人で構成されており、理事会では法人の中長期計画の見直しや数値目標の設定を行っている。理事会では、理事が業務を分担している。財務担当の理事が毎月の理事会で学園全体のキャッシュフロー報告を行うことで、理事全員が学園の動向を把握できる体制を整えている。

また、理事会開催前には役員協議会を開催し、日常業務の調整や理事会・評議員会への付議事項の検討を行うことで、意思決定の質と効率性を高めている。

さらに、理事会の招集に先立ち、「理事会並びにその関連業務の運営指針」に基づいて「学園運営事務協議会」を定例的に開催し、法人事務局と各教育機関との連携・調整を図っている。

6-2-② 使命・目的の実現への組織的努力

本学の目的は「学則」第1条において、「芦屋大学（以下「本学」という。）は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、「人それぞれに天職に生きる」の建学の精神のもとで、教育に必須な学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させ、健全な平和社会に寄与貢献する有為の人材を育成することを目的とする。」と定めている。この目的を達成するために、「学校法人芦屋学園経営改善計画（令和2年度～6年度）」を理事会で承認した。この計画は本学の使命・目的を持続させる具体的施策を明示している。

各年度の事業計画・予算編成は中長期計画に則って策定され、実施状況は「事業計画書」「事業報告書」「監事監査報告書」及び財務諸表を通じて学内外に情報公開している。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法人の意思決定の円滑化とは、学校法人の使命・目的の達成に向けて、迅速かつ的確な意思決定が可能な体制を整備し、業務や教育活動の推進を支えることを意味する。これには、意思決定プロセスの明確化・簡素化、情報共有の強化、データに基づく判断、非常時対応の迅速化、理事構成の適正化などが求められる。

学校法人芦屋学園では、こうした観点を踏まえ、理事会を中心とした意思決定体制を構

築し、円滑な運営を実現している。理事会は、寄附行為の改定、規程の改定、学則・校則の改定、予算・決算、役員人事など、法人運営に関する重要事項について審議・決議を行う中心的な機関である。

芦屋大学学長・副学長及び芦屋学園中学校・高等学校長は常勤理事として理事会に出席し、教学面における重要事項の説明・報告を行うことで、各教育機関の状況が理事会の意思決定に反映され、理事会との十分な意思疎通が図られている。

意思決定プロセスの円滑化とガバナンス体制の維持・強化を目的として、以下の取組みを継続的に実施している。「学校法人芦屋学園の組織及び運営に関する基本規則」に基づき、理事会を毎月1回以上定例的に開催し、法人の事業推進に必要な重要事項について協議・決定している。役員協議会を毎月開催し、法人及び各設置校の運営状況を共有しつつ、経営改善や組織改革に向けた協議・調整を行っている。「理事会並びにその関連業務の運営指針」に基づき、理事会招集に先立ち、学園運営事務協議会を開催し、法人事務局と各教育機関との連携体制を強化している。

また、重要な意思決定に際しては、「寄附行為」第20条に基づき、予算及び事業計画、借入金、基本財産の処分、寄附行為の変更、その他業務に関する重要事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴取している。さらに、「寄附行為」第33条第2項に基づき、毎会計年度終了後2ヵ月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めることで、理事会と評議員会との意思疎通及び連携を図っている。

これらの取組みにより、学校法人芦屋学園では、法人の意思決定の円滑化を実現し、教育活動の質の向上と経営の安定化に資する体制を維持している。

6-3-② 評議員と監事のチェック機能

学校法人芦屋学園では、法人の管理運営における健全性・透明性・適正性を確保するため、寄附行為に基づき評議員会及び監事を設置し、両者のチェック機能が適切に発揮されるよう努めている。

評議員会は、「寄附行為」第18条に基づき、18人の評議員で構成されており、これは私立学校法に定める理事定数（8人）の2倍を超える規模である。評議員は、学長、高校長、教職員、卒業生、学生の保護者、功労者、学識経験者など、多様な立場から選任されており、法人運営に対する幅広い視点の反映が可能な体制となっている。評議員会では、「寄附行為」第20条に定める予算・事業計画・借入金・基本財産の処分等の重要事項について、理事長が事前に意見を聴取しており、また、毎会計年度終了後には決算及び事業の実績について報告を受け、意見を述べる機会が設けられている。令和6(2024)年度には、評議員会を7回開催し、出席率は77%であり、評議員の出席状況は良好である。

監事については、「寄附行為」第7条に基づき、理事、職員、評議員、役員の近親者を除く者の中から理事会が候補者を選出し、評議員会の同意を得て理事長が選任している。これにより、監事の独立性が確保され、利益相反の防止にも配慮された体制となっている。監事は、「寄附行為」第15条に定める職務に基づき、法人の業務及び財産の状況、ならびに理事の業務執行状況について監査を行っており、毎会計年度終了後2ヵ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

また、監事は「寄附行為」第16条に基づき、毎月1回以上開催される理事会に出席し、

業務執行や財産管理に関する状況について意見を述べるなど、理事会に対して適宜指導・助言を行っている。令和 6(2024)年度における監事の理事会出席率は 96%、評議員会への出席率は 100%であり、監事の職務が適切に執行されていることが確認されている。なお、監事は弁護士、公認会計士、税理士等の専門家から選任されており、専門性の高い監査体制が構築されている。

以上のことから、学校法人芦屋学園においては、寄附行為に基づき評議員会及び監事による適切なチェック体制が整備されており、法人及び大学の管理運営においてその機能が十分に発揮されていると評価できる。

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

学園全体の現預金残高は令和 3(2021)年度は 1,139 百万円、令和 4(2022)年度は 1,293 百万円、令和 5(2023)年度は 1,175 百万円、令和 6(2024)年度は 1,230 百万円である。

財務基盤の確立のためには安定的な資金調達が必要であり、資金調達は主に金融機関からの借入と遊休資産の有効活用である。金融機関からの借入に関しては各銀行が本学園の財務状況等を理解し積極的な対応となっており、この点について特に問題はない。また、遊休資産の有効活用については令和 6(2024)年度に遊休資産の売却を行った。これにより資金調達を行うと同時に債務の圧縮を図ることで財務基盤の確立に努めており、問題ないと言える。

6-4-②収支バランスの確保

教育活動収支の経常収支差額については令和 3(2021)年度は 92 百万円、令和 4(2022)年度 169 百万円、令和 5(2023)年度は 340 百万円、令和 6(2024)年度は 293 百万円の支出超過であり、令和 6(2024)年度は令和 5(2023)年度より 47 百万円程度改善できた。

また、教育活動支出に関しては令和 3(2021)年度は 2,729 百万円、令和 4(2022)年度 2,589 百万円、令和 5(2023)年度は 2,708 百万円、令和 6(2024)年度は 2,509 百万円であり、令和 6(2024)年度は令和 3(2021)年度以来最も低い水準であり 3 年間で 220 百万円程度改善できた。

外部資金の獲得として、大学では科研費の間接経費と寄付金を得ている。学園全体として、耐震化工事に「令和 6 年度私立学校施設整備補助金」として 22 百万円、「令和 6 年度兵庫県私立学校施設耐震化事業補助金」として 15 百万円を得ている。

収支バランスは改善の方向に向かっており問題はない。

6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学園の経営状況の根本的な改善に向け、「学校法人芦屋学園経営改善計画（令和 2 年度～6 年度）」を作成し、5 ヶ年にわたる中期計画を立案実行している。教育研究活動を永続的に担っていくうえで経常収支黒字化は必須であり、そのため収入面では学生生徒等納付金収入に係る学生の確保、支出面においては人件費の抑制を図ることが最も重要であり、加えて計画的な諸経費の削減が課題となる。

大学の学生数は、令和 3(2021)年度に関しては収容定員 1,000 人を確保したが、令和 4(2022)年度は 958 人、令和 5(2023)年度は 856 人、令和 6(2024)年度は 775 人と収容定員数確保ができていない。また、学園全体の人件費比率は令和 3(2021)年度 54.1%、令和 4(2022)年度 53.9%、令和 5(2023)年度 59.6%、令和 6(2024)年度 57.8%となっている。

これらの現状を踏まえ、中期計画の精度を高めるため財務体質の一層の改善を図る。

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学は一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に則り適正な会計処理を実施する体制の構築に努めている。

本学における会計処理は「学校法人会計基準」や「芦屋学園財務規則」等に基づいて、適切に処理しており、会計伝票については担当責任者がチェックする体制を敷いている。

また、監査法人と連携しながら適正に決算業務を行っている。

予算の立案にあたっては「芦屋学園財務規則」に基づき予算案を作成する。作成された予算案は法人事務局査定後、各部署との予算折衝を経て当初予算として作成され、理事会の承認を得ている。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学における会計監査の体制整備と厳正な実施の確保は「監査法人による監査」と「監事による監査」から成り立っている。なお、会計監査人の選任については「寄附行為」第 5 章第 32 条に規定されている。

1. 監査法人による監査

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づき監査法人による監査を実施している。監査の対象は主に学校法人会計第 4 条に定めるもののほか、理事会の議事録等を基にした取引内容、会計処理である。また、必要に応じて実地監査が行われる。そのほか監査法人と理事及び監事との意見交換を実施している。監査の結果については独立監査人の監査報告書によって報告され、無限定適正意見を得ている。

2.監事による監査

私立学校法第 37 条第 3 項及び「寄附行為」「監事監査規程」の規定に基づき監事による監査を実施している。監事は理事会・評議会に出席するほか、監査法人と連携し監査法人による監査の立会い、監査状況の報告を受けるとともに、ディスカッションを実施している。また、必要に応じて諸会議の議事録等の閲覧、理事や教職員からの聞き取り調査を実施している。監事による監査の結果については、理事会と評議員会に「監事監査報告書」として提出されている。

3.まとめ

監査法人、監事及び理事における意見交換を行い、学園のリスク及び評価について相互に意見交換を行い、認識を共有することにより会計監査の体制整備と厳正な実施の確保を図っている。

〔基準 6 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

理事会は毎月定例開催され重要事項を協議・決定しており、役員協議会や学園運営事務協議会を通じて、法人事務局と各教育機関との連携強化、意思決定の円滑化と透明性向上に繋がっている。

評議員会は理事定数の 2 倍を超える規模の 18 名で構成され、多様な視点が法人運営に反映されている。理事会は評議員会の意見を事前に聴取し、決算や事業実績を報告することで、意思疎通と連携を図っている。監事については独立性が確保されており、法人の業務・財産状況及び理事の業務執行状況について監査を適切に実施し、理事会や評議員会への高い出席率を通じて専門性の高い監査体制が構築され、その機能が十分に発揮されている。

財務基盤は現預金残高が安定しており、金融機関からの借入や遊休資産の売却により資金調達と債務圧縮に努めている。令和 6(2024)年度の単年では教育活動収支の経常収支差額は改善傾向にあり、教育活動支出も抑制されている。科研費や施設整備補助金などの外部資金獲得も行っている。会計処理は「学校法人会計基準」や「芦屋学園財務規則」に基づき適正に実施され、担当責任者によるチェック体制を敷いている。監査法人による無限定適正意見を得た監査と監事による監査からなる会計監査体制が整備されている。

これらの取組みにより、法人全体の経営の規律と誠実性、管理運営の円滑化とチェック機能、財務基盤と収支、会計の適正性が維持され、一定の成果を上げている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL、私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL の一覧表を作成する必要がある。

会計監査人の選任を適切に行っているか記述する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

不動産 PT を立ち上げ遊休不動産の売却を検討し、令和 6(2024)年度に遊休資産の売却を行った。これにより資金調達を行うと同時に債務の圧縮を図ることで財務基盤を確立す

ることができた。今後もより一層財務内容の改善を行う方針である。

学園では、法人運営の透明性や説明責任の強化、教育の質の向上、リスクマネジメント体制の整備、情報セキュリティや人権配慮の徹底など、多岐にわたる分野での改善が求められている。特に、理事会・評議員会の意思決定プロセスの明確化、担当理事制の運用体制、監査結果の活用、災害・感染症対応力の強化、サイバーセキュリティ教育の充実などが重要な課題として認識している。

これらの課題に対し、意思決定の透明化を進め、自己点検・評価や第三者評価、外部・内部監査への対応を通じて、教育の質と組織運営の信頼性向上に努めていく。人権面では、ハラスメント防止や個人情報保護、危機管理に関する規程の見直しを継続し、教職員・学生対象の研修を実施している。

環境面では、LED 照明の導入計画を検討し省エネルギー施策を推進し、再生可能エネルギー導入や廃棄物削減への取組みを進めている。

安全管理では、耐震化整備や避難訓練、衛生・ストレスチェック制度を実施し、ICT を活用した安否確認システムの導入も検討している。

情報管理では、「学校法人芦屋学園 個人情報保護規則」や「芦屋学園グループウェア利用規程」に基づく周知徹底とセキュリティ対策を進めている。

また、法人の中長期計画の見直しや数値目標の設定、担当理事制の明確化、理事会構成の見直しを通じて、戦略的な運営体制の強化を図っている。

監査体制では、監事・内部監査室・外部会計監査法人の連携を強化し、監査結果の共有と改善提案の実行性向上に取り組んでいる。

今後は、私学法改正に伴う寄附行為変更において、各課題に対する取組みを行う。